

令和8年度

鴨島第一中学校教室棟改修工事

のうち 建築工事（担い手確保型）

設計図書 目次

＜ 共通設計図 ＞							
	営繕工事共通仕様書	A-11	屋上防水改修図	A-23	家具詳細図	A-31	4階 ウィンドオーケストラ活動室 改修展開図
	建築改修工事特記仕様書	A-12	各教室 改修平面図 展開図	A-24	1階 廊下 改修展開図		4階 楽器庫
A-1	附近見取図・配置図	A-13	3階 多目的室 改修平面図 展開図	A-25	2階 廊下 改修展開図	A-32	東階段室 改修展開図
A-2	仕上げ表(1)	A-14	4階 生徒会室 改修平面図 展開図	A-26	3階 廊下 改修展開図	A-33	西階段室 改修展開図
A-3	仕上げ表(2)	A-15	給食室・資料室 改修平面図 展開図	A-27	4階 廊下 改修展開図	A-34	階段手摺り 新設詳細図
A-4	1階 平面図	A-16	1階 2階 天井伏図	A-28	1階 玄関 昇降口	A-35	7スラスト処理 PH階 天井伏図 断面図
A-5	2階 平面図	A-17	3階 4階 天井伏図		1階 用具室 技能員室 改修展開図	A-36	校章 改修図
A-6	3階 平面図	A-18	建具表(1)		2階 図書室		
A-7	4階 R階 PH階 平面図	A-19	建具表(2)	A-29	1階 第1理科室・第1理科準備室 改修展開図	Z-1	工 程 表
A-8	東 南 立面図	A-20	建具表(3)		2階 第2理科室・第2理科準備室		
A-9	北 西 立面図	A-21	1階 2階 建具配置図	A-30	4階 生徒指導室		
A-10	断 面 詳細図	A-22	3階 4階 建具配置図		3階 小会議室 3階 美術室 3階 美術室準備室 改修展開図		

(株) 団設計一級建築士事務所

工事名：令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）

2. 工事場所

吉野川市鴨島町鴨島

3. 建物概要

建物名称	鴨島第一中学校教室棟
構造・規模	RC造 地上4階
敷地面積	
延床面積	3,162(m2)
消防法施行例別表第1の区分	

4. 工事種目

種目	工事概要
屋上防水改修工事	屋上防水の改修
内部改修工事	内部各部屋の壁・天井の塗装塗替、スクールパーテーションの改修、生徒用ロッカ-教師用戸棚の改修
校章改修工事	校名変更に伴う校章の撤去・新設
環境配慮工事	PHの天井・アスベスト撤去処理工事

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数： 28 日間
- ② 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹 地点
- ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹 地点におけるWBG7値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が
 - ①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処 理すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

工事名：令和8年度　鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち　建築工事（担い手確保型）

- ⑦ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

- 交通安全管理
 - 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
 - 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
 - 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - さし柵装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

- 発生材の処理等
 - 発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - アスベスト
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与（あり）・なし）
 - 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
 - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
 - 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬出したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

工事名：令和8年度　鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち　建築工事（担い手確保型）

- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- 他の建設現場で利用する場合
- ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

- 材料・製品等
 - 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
 - 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合は又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
 - 県産木材の原則使用
 - 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」とことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採伐業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
 - 標丈等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
 - 県内産資材の原則使用
 - 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none">材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none">部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

- 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の第6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
- 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- 化学物質を発散する建築材料等
本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
 - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 施工
 - 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標丈記載の「疑義に対する協議等」による。
 - 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
 - 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
 - 施工にあつては、設計図書に従つて忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
 - 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
 - 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
 - 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

工事名：令和8年度　鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち　建築工事（担い手確保型）

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

19. 工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事

原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快通トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・旋錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工ししゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

① 電子納品：対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】】に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)

・工事写真(電子データ2部)

・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)

・保全に関する資料

・その他監督員が指示する図書(必要部数)

④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

工事名：令和8年度　鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち　建築工事（担い手確保型）

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができ。

② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

① 対象物

工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。

② 付保険外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ 屋上防水工事については、夏休み期間中の施工完了が望ましいが、天候等の理由で完了できない場合、音の出る作業以外は授業中でもかまわない。
- ④ 内部壁、天井の塗装改修工事については、夏休み期間中の施工完了が望ましい。
- ⑤ 各教室スクールウォール改修工事については、製作納入期間を2か月程度必要となる為、施工は夏休み以降の土日を利用して各教室毎に施工完了とすることになる。
- ⑥ 教室生徒用ロッカー、教師用戸棚改修工事については、製作納入期間を1か月半程度必要となる為、施工は夏休み以降の土日を利用して各教室毎に施工完了とすることになる。
- ⑦ 各階教室外部窓フィルム貼付工事については、納入期間が1か月程度必要となるが、夏休み期間中の施工完了が望ましい。
- ⑧ PH天井アスベスト処理工事については、夏休み期間中の施工完了が望ましい。
- ⑨ 階段室手摺新設工事については、納入期間が1か月程度必要となるが、夏休み期間中の施工完了が望ましい。
- ⑩ 校章撤去改修工事については、PH校章の撤去は夏休み期間中の施工完了が望ましい。
- ⑪ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 20 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない）
- ② 警備員は、延 20 人（昼 20 人、夜 人:うち検定合格警備員 人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

3. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
木くず	鎌田産業		吉野川市鴨島町牛島 3120 吉野川市鴨島町牛島 3120	2.9	15,000	t
ガラスくず	(有)久保衛星		三好郡東みよし町加茂 6001-1 三好郡東みよし町加茂 5999-1	41.6	10,000	m3
廃プラ	(株)リリス		三好郡東みよし町屋間字かた'タ 305-2 三好郡東みよし町屋間字か'タ 305-2	46.9	16,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

4. 有価材の処理

- ① 有価材（**鉄骨・軽量鉄骨**・アルミサッシ・スチールサッシ）
- ② 古物商で適切に処理すること。

5. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

6. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。
- ② 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
- ③ 採取器具は受注者にて用意すること。

④ 測定箇所

測定対象室	測定箇所数
各階 1部屋	4

⑤ 測定は、次のいずれかにより行う。

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第 1347号)第56-3(3)「口 測定の方法」において定められた方法
 - ・パッシブ型採取機器を用いる方法
パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
 - 1) 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。
 - 2) 5時間閉鎖
1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
 - 3) 測定
 - イ. 2)の状態のままで測定する。
 - ロ. 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
 - ハ. 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
 - ※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたまとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたまとする。
 - 4) 分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
 - 5) 測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。
- ⑥ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

7. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするるとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	○ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工 表装	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

工事名：令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）

2章 改修仮設工事

1. 足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

- 労働安全衛生法に基づく構造規格
- （一社）仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）

⑥ 仮囲い（図示の通り）

⑦ ゲート（有 ・ 無 図示の通り）

⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場架ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。

⑫ その他

2. 監督員事務所

① 監督員事務所は（ 設ける（面積 m²程度） ・ 設けない ）

② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

- 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
- ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带
- 請負加入電話の子機
- 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
- ファクシミリ他

3. 工事用水、電力等

① 既存電力利用（ 出来る ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

② 既存用水利用（ 出来る ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

4. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

1. 一般事項

① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。

② 降雨等に対する養生方法は（ 上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（ ） ）とする。

2. 改修工法の種類及び工程

工程	工法	S3S工法	工法	工法
施工箇所		屋上		
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		無		
2 既存保護層(平場)撤去等		無		
3 既存断熱層撤去等		無		
4 既存防水層(立上り部等)撤去等		有		
5 既存防水層(平場)撤去等		有		
6 既存下地の補修及び処置		有		
7 防水層の新設		有		
8 断熱材の新設		無		
9 保護層の新設		無		

3. 既存下地の補修材料

① アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。

② 端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は とする。

③ ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

工事名：令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）

4. ルーフドレン回りの処理

ルーフドレンの端部から（500mm ・ 300mm ）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。

5. シーリング

① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ 行わない ）。

⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ）を行う。

ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所

記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	有	目地	再充填		有
PU-2	ポリウレタン系					

6. 漏水試験

① 屋内については、漏水試験を行う。

7. 防水保証

① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章 建具改修工事

1. 一般事項

① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。

② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。

③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。

④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。

⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。

⑥ 防火戸の指定は建具表による。

⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 改修工法等

区分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		
既製建具の種類		木製
新設建具の種類		アルミニウム
建具周囲の補修工法及び範囲		
シーリングの種類		変成シリコーン系
サッシアンカー		
養生範囲		

5章 塗装改修工事

1. 一般事項

① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

③ ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
鉄部		B種	RB種		RB種	消火栓・防火戸
木部		B種	RB種			木製巾木

3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
モルタル	B種	RB種	壁
石膏ボード	B種	RB種	天井

6章 環境配慮(グリーン)改修工事

I アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- ② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
- ③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う) ・ (行わない) 。
 - ・ 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - ・ 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - ・ 報告書を(1)部作成し監督員に提出すること。
 - ・ 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
- ④ 施工計画
 - (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
 - (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有吹付け材の除去

① 工法

- (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。

② 除去箇所一覧表

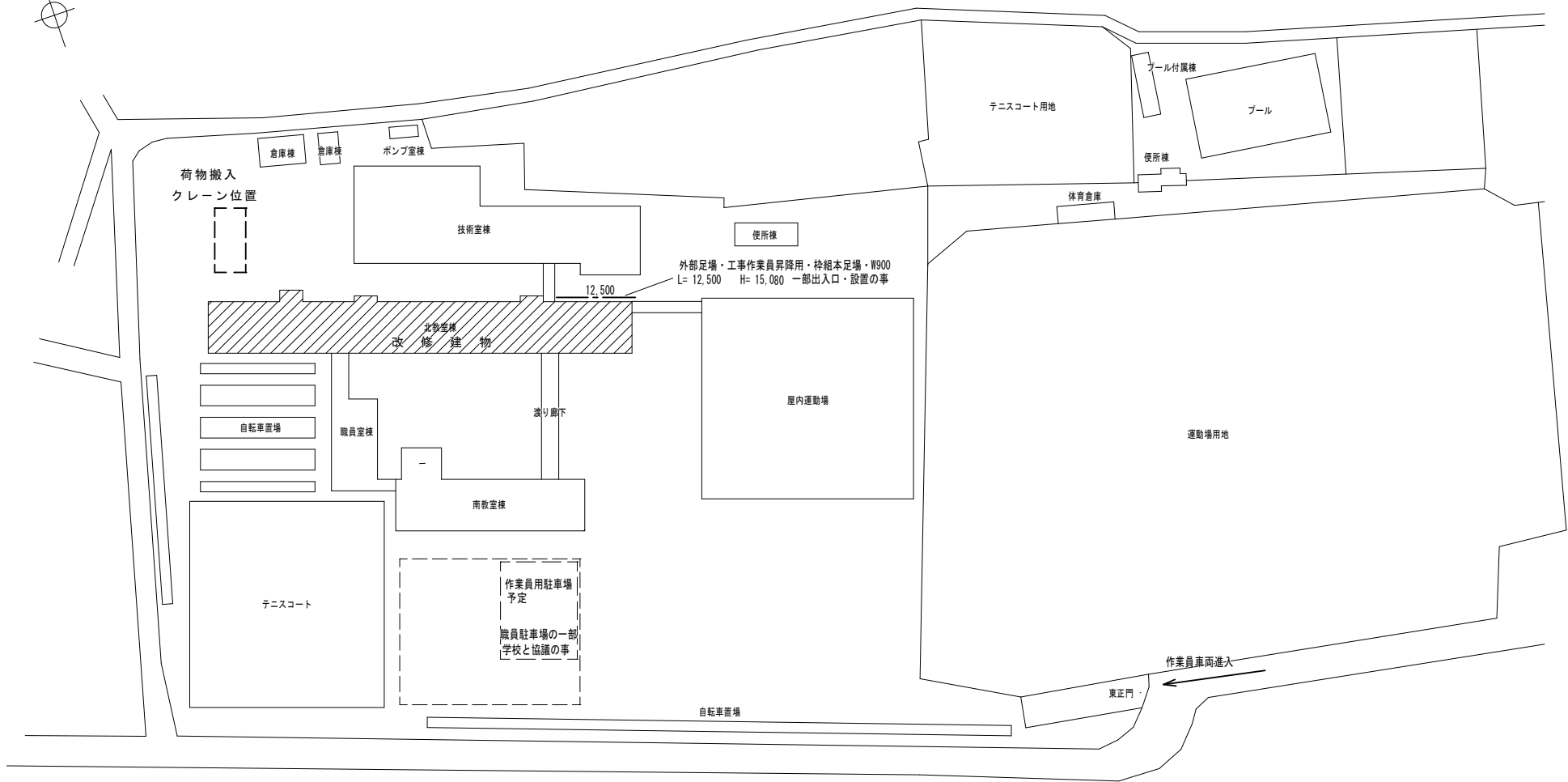
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法
PH	階段室	1	ひる石	28.4	分析

③ 作業場の隔離等

- (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける) ・ (仮設建築物を設ける) 。
- (2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

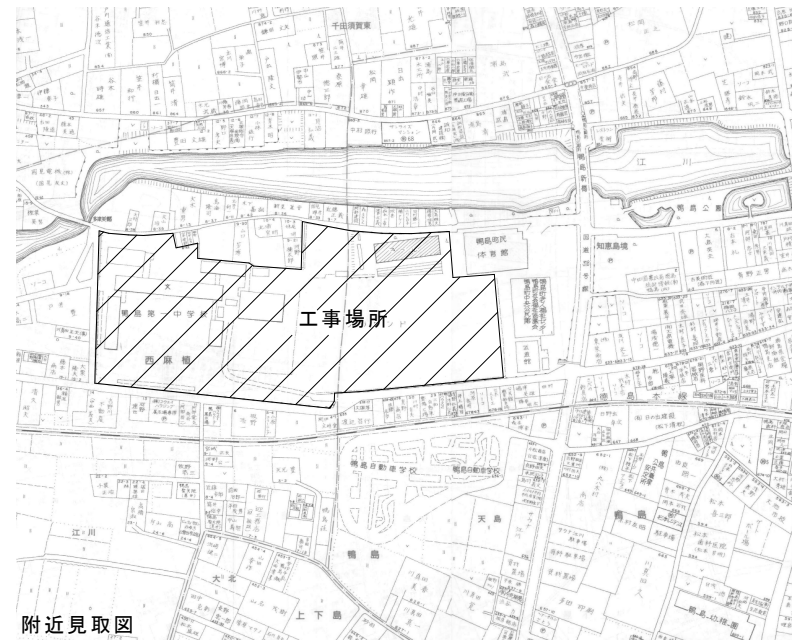
④ 施工記録等

- (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。
- (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。



表示範囲は改修建物を示す。

配置図 S=1/800



附近見取図

工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）			図 名	付近見取図 配置図		設 計 者	図 番
	S c a l	1/600	年 月		8 2	設 計		

教室棟 構造概要、外部仕上表		改 修 前		改 修 後		改 修 前		改 修 後	
屋 根	塩化ビニル樹脂系防水シート t=1.5 絶縁工法 (S-M2工法) 脱気盤 1箇所/80㎡ 端部アルミアングル押エ 笠木:ウレタン系塗膜防水 (X-2工法)	仮防水材塗布 1.0kg/㎡ 平場 塩化シト防水 t=1.5 絶縁工法 (S-M2工法) 脱気筒 9箇所 立上がり部 塩ビシト防水 t=1.5 密着工法 (S-F2工法) パラペット天端 ウレタン系塗膜防水 (X-2工法)	基礎巾木	コケリト打放し 塩ビ刷毛引 (H=500)					
外 壁	吹付タイル仕上 (水洗い工法)								
縦 樋	か-VP100φ								

内部仕上表																
室 名		床		幅 木		H	腰		H	壁		天 井		C H	備 考	
		改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後		改 修 前	改 修 後		改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後		改 修 前	改 修 後
1 階																
昇 降 口	仕上	100°磁器質タイル貼	←	塩ビ金ゴ 下EP	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)	下地調整の上 EP	9.5mmPB 目透し EP-G	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
技能員室	仕上	t2.0ビニル床シート貼 (9付部)	←	ソフト巾木 置寄せ 雑巾擦	←					コケリト打放しの上EP (梁型共) 用具室界壁: t12.5PB+t9.5硬質PB EP	下地調整の上 EP	9.5mmPB 目透し EP-G	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル											LGS下地			
用 具 室	仕上	100°磁器質タイル貼	←	塩ビ金ゴ 下EP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音タイル張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
第一理科室	仕上	70°リングボード t15×300×300	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音タイル張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
第一理科準備室	仕上	70°リングボード t15×300×300 OSW	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共) t6.0巾木 下OP	下地調整の上 EP 下地調整の上 EP	9mm吸音タイル張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
給食配膳室/資料室	仕上	70°リングボード t15×300×300 OSW	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共) t4.0巾木 下OP t12.5PB EP (両面※界壁)	下地調整の上 EP 下地調整の上 EP 界壁・撤去	9mm吸音タイル張り	下地調整の上 EP 9mm吸音タイル張り・一部補修		木製棚・撤去 間仕切り壁 (LGS)・撤去	
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
共通 教室 (CR)	仕上	70°リングボード t15×300×300 OSW	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型) t6.0巾木 下OP	下地調整の上 EP 下地調整の上 EP	12mm岩綿系吸音板張り 梁型:塩ビ金ゴ下磨キ ビニルタイル貼 LGS下地	下地調整の上 EP		生使用タイル・撤去 教師用戸棚・撤去 掲示板・平面黒板	生使用タイル・新設改修 教師用戸棚・新設改修 掲示板・平面黒板・改修
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
便 所 (男女共)	仕上	50°磁器質タイル貼	←							100°タイルタイル貼	←	6.0mmタイル板 目透し EP-G	←			
	下地	保護モルタル760										LGS下地				
便所手洗 (男女共)	仕上	50°磁器質タイル貼	←							100°陶器質タイル貼	←	6.0mmタイル板 目透し EP-G	←			
	下地	保護モルタル760										LGS下地				
階 段 室	仕上	ホリウレタンクリアー塗	←							塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)	下地調整の上 EP	塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル										コンクリート				
廊 下	仕上	ホリウレタンクリアー塗	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)	下地調整の上 EP	有孔ガラスタイル EP	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル										LGS下地				
2 階																
第二理科室	仕上	70°リングボード t15×300×300 OSW	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)		6.0mmタイル板 目透し EP-G	下地調整の上 EP			
	下地	モルタル								コンクリート		LGS下地				
第二理科準備室	仕上	70°リングボード t15×300×300 OSW	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)		6.0mmタイル板 目透し EP-G	下地調整の上 EP			
	下地	モルタル								コンクリート		LGS下地				
相 談 室	仕上	70°リングボード t15×300×300 OSW	←	70° OP H=100	下地調整の上 EP					塩ビ金ゴ 下磨キ EP (梁型共)		6.0mmタイル板 目透し EP-G	下地調整の上 EP			
	下地	モルタル								コンクリート						

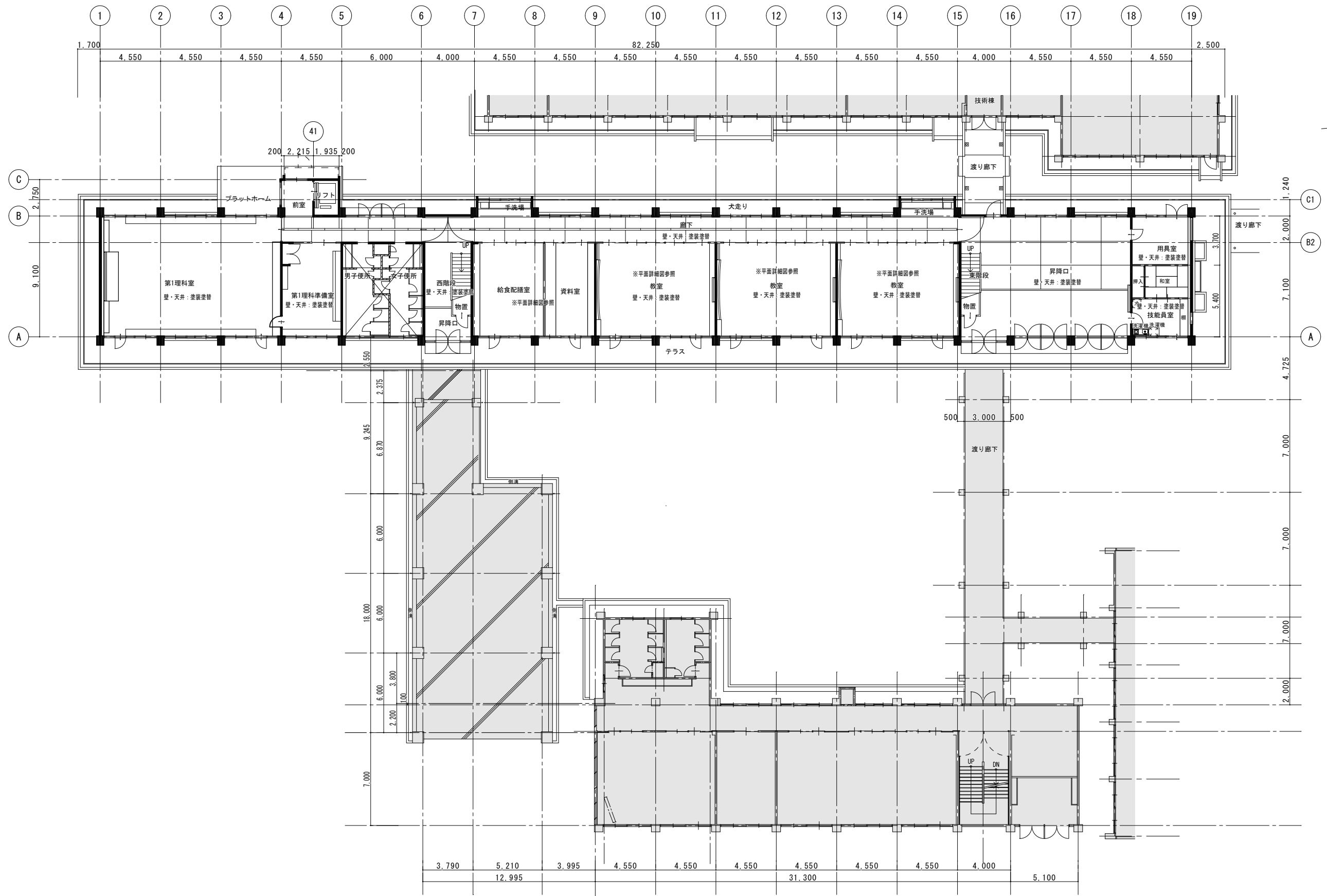
工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事 (担い手確保型)			図 名	教室棟 仕 上 表 (1)		設 計 者 (大臣登録) 第149530号 1級建築士 竹内 秀明	図 番 2
	S c a l	—	年月		8 2	設 計		

教室棟 構造概要、外部仕上表

内部仕上表

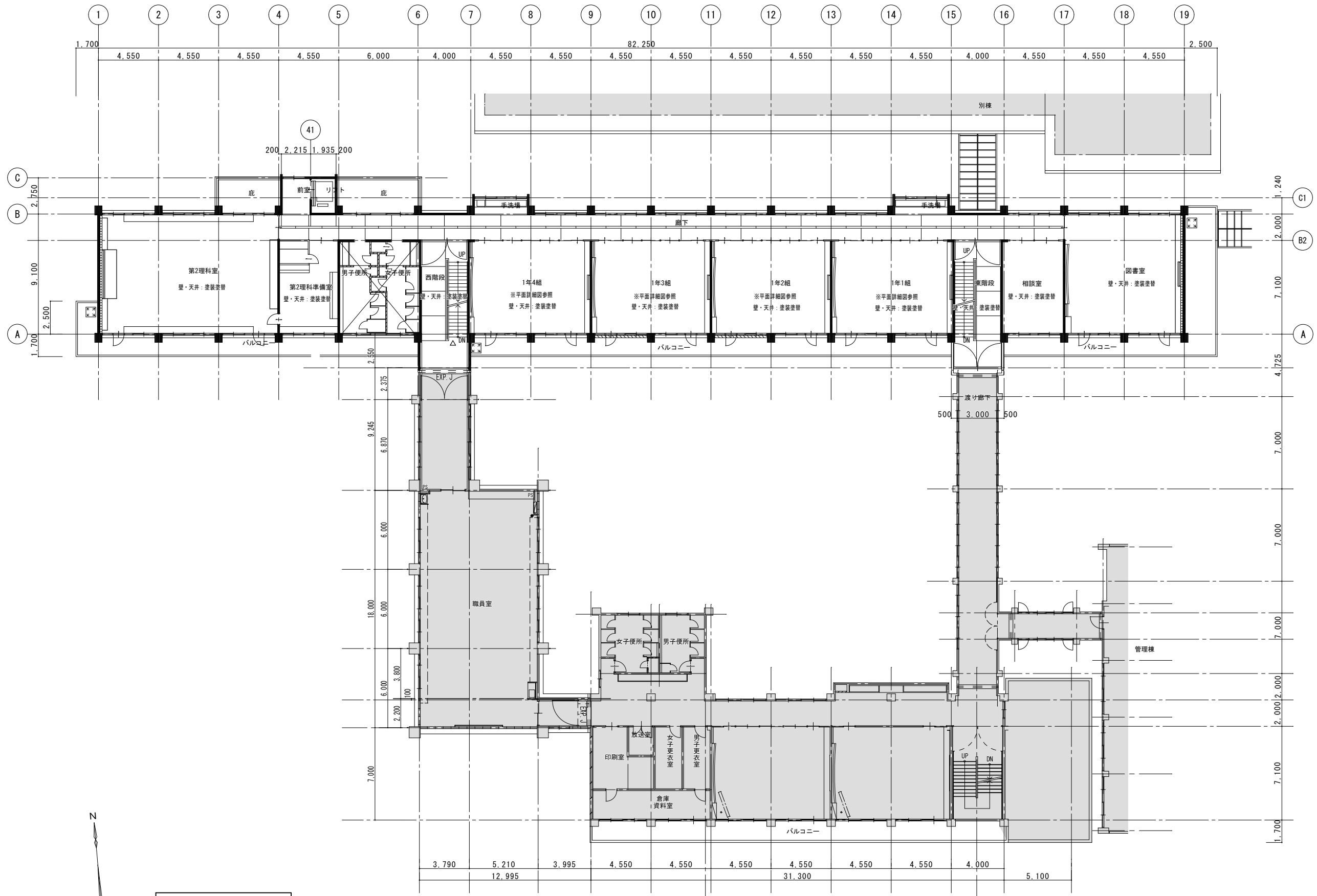
室名	床		幅木		H	腰		H	壁		天井		CH	備考	
	改修前	改修後	改修前	改修後		改修前	改修後		改修前	改修後	改修前	改修後		改修前	改修後
2階															
図書室	仕上	70-リングボード t15×300×300	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9.0mmPB 底目地 EP	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル									LGS下地				
3階															
美術室	仕上	70-リングボード t15×300×300 OSW	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9.5mmPB 目透し EP-G	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル									LGS下地				
美術準備室	仕上	70-リングボード t15×300×300 OSW	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル									LGS下地				
小会議室	仕上	70-リングボード t15×300×300	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル									LGS下地				
多目的室3	仕上	70-リングボード t15×300×300 OSW	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP	生徒用ロッカ・撤去	生徒用ロッカ・新設改修	
	下地	土間コンクリート/モルタル							一部ビニール貼	張替	LGS下地		教師用戸棚・撤去	教師用戸棚・新設改修	
4階															
ウインド・オーケストラ活動室	仕上	70-リングボード t15×300×300 OSW	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル									LGS下地				
楽器庫	仕上	70-リングボード t15×300×300 OSW	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP			
	下地	土間コンクリート/モルタル							t6.0巾×20 OP	下地調整の上 EP	LGS下地				
生徒指導室	仕上	50°磁器質タイル貼	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP			
	下地	保護モルタル760							t6.0巾×20 OP	下地調整の上 EP	LGS下地				
生徒会室	仕上	50°磁器質タイル貼	←	70 OP H=100	下地調整の上 EP				珪藻土 EP(梁型共)	下地調整の上 EP	9mm吸音材張り	下地調整の上 EP	生徒用ロッカ・撤去	生徒用ロッカ・新設改修	
	下地	保護モルタル760									LGS下地		教師用戸棚・撤去	教師用戸棚・新設改修	

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)			図名	教室棟 仕上表(2)		設計者	(大臣登録)第149530号		図番	3
	Scal	年月	8 2		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 <small>徳島県知事登録 第61113号 電話 徳島(088) 653-8420</small>		1級建築士 竹内秀明			



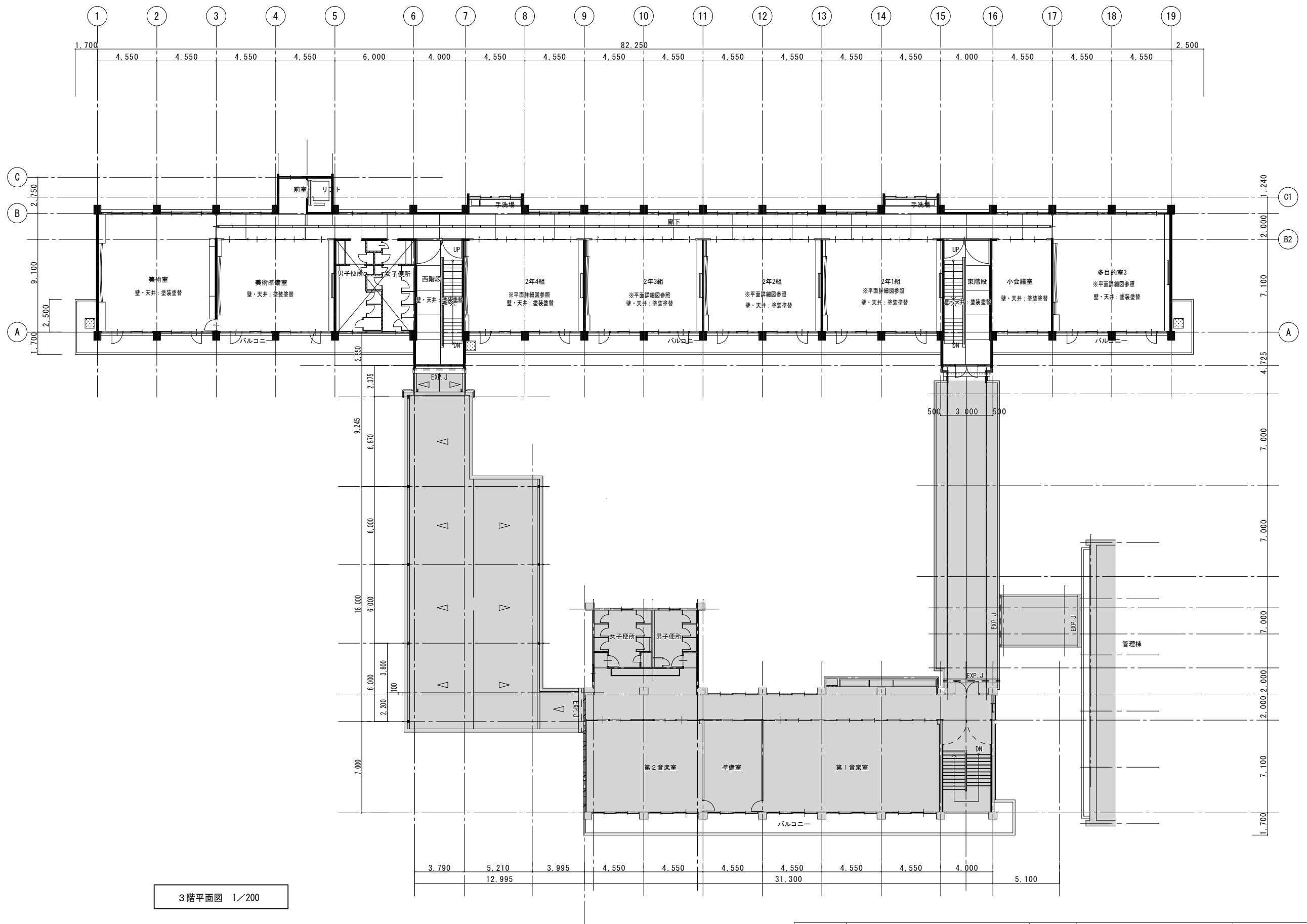
1階 平面図 1/200

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	1階平面図		設計者	図番	
							(大臣登録)第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	
Scale	1/200	年月	8 2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420			



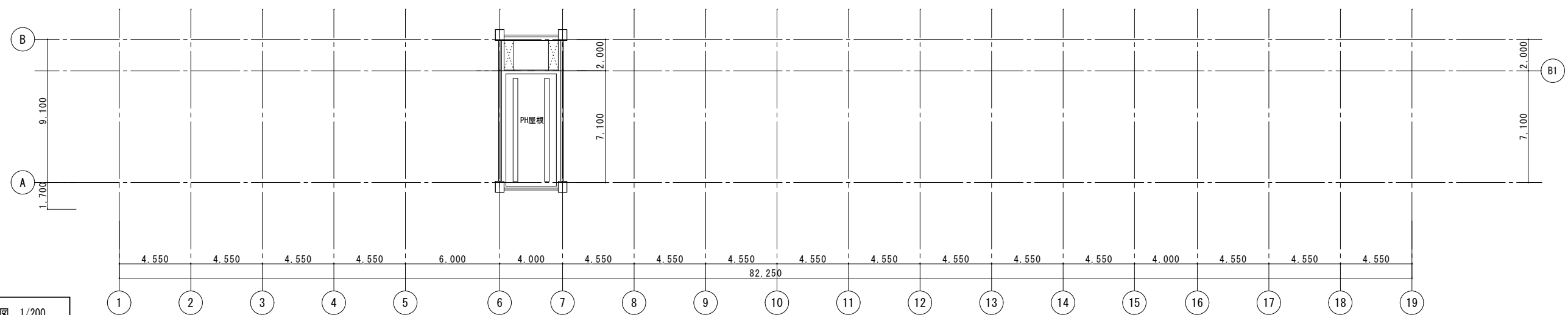
2階平面図 1/200

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	2階平面図		設計者	図番	
							(大臣登録) 第365014号	
Scale	1/200	年月	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420	8 2	1級建築士 竹内 祐輔	A	5

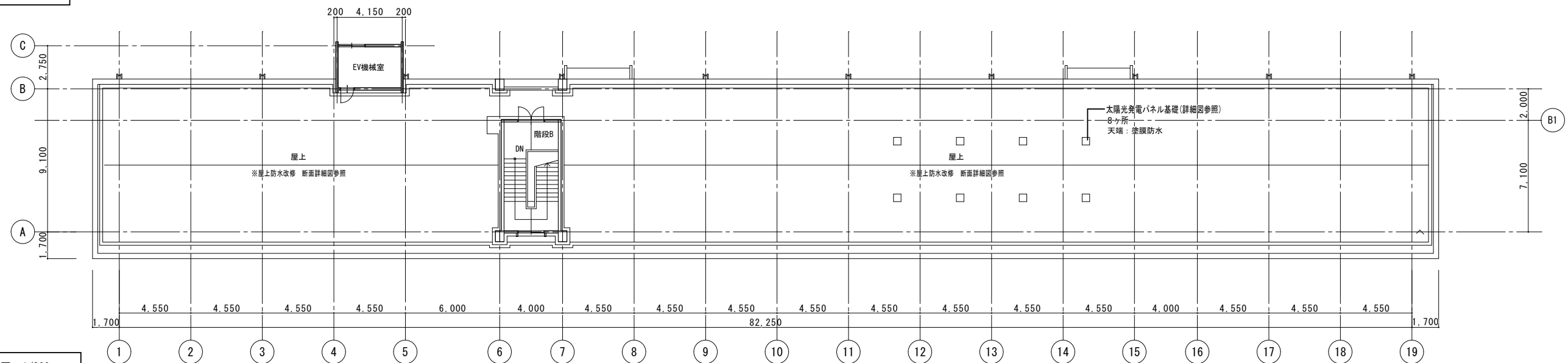


3階平面図 1/200

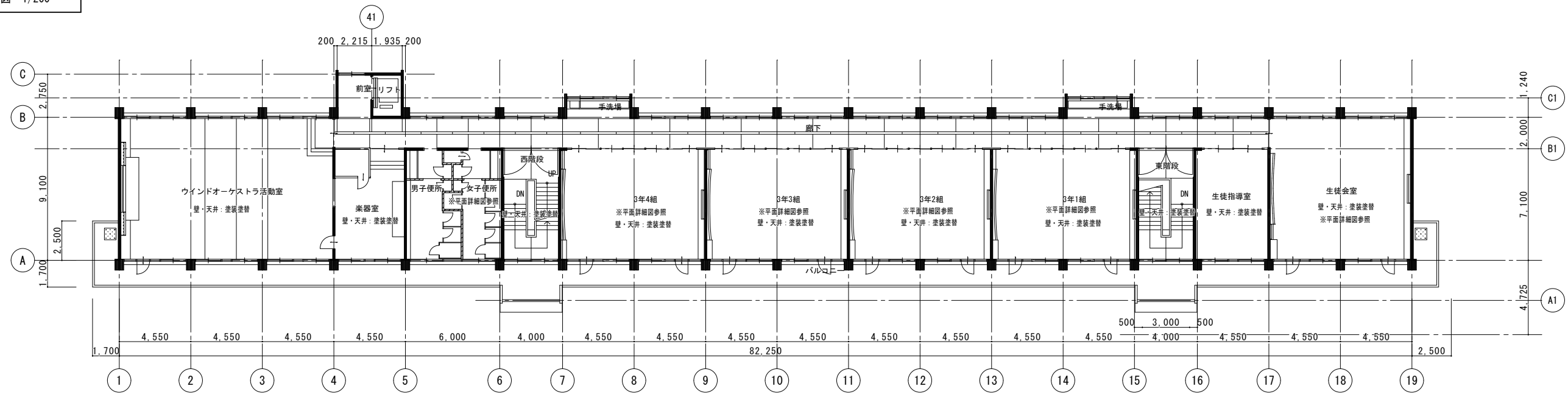
工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	3階平面図		設計者	図番	
							6	
Scale	1/100	年月	8 2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420		1級建築士 竹内 祐輔	A



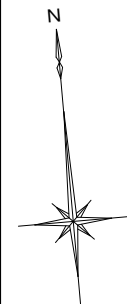
PH階平面図 1/200



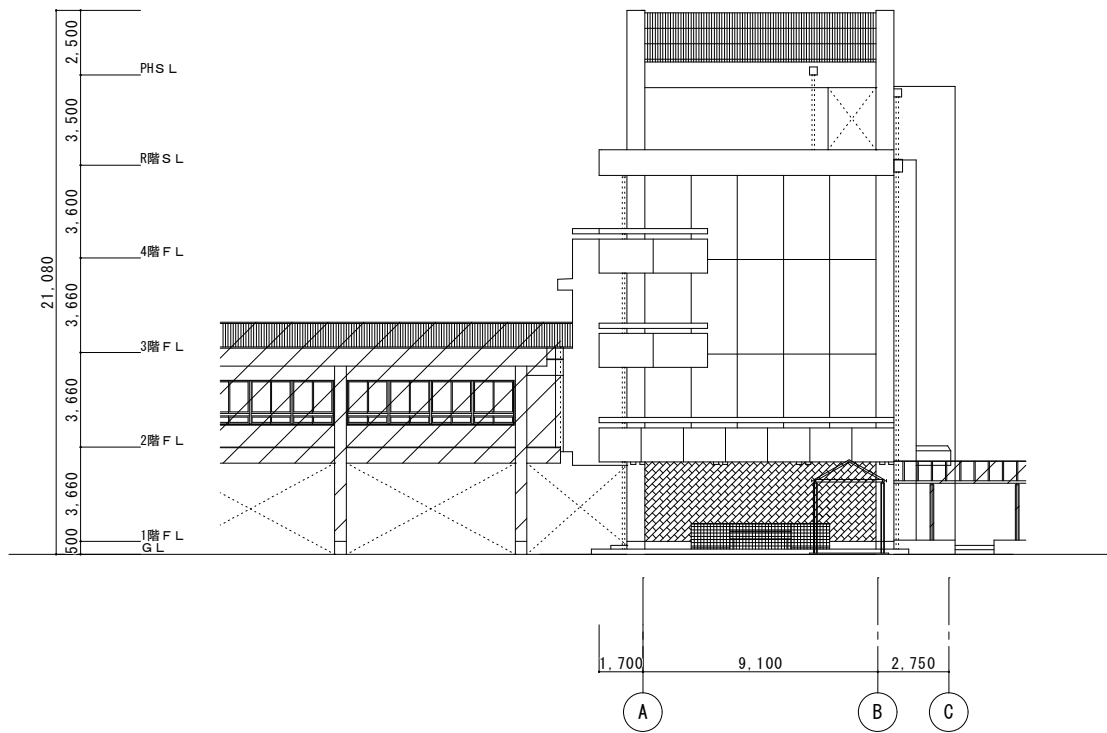
R階平面図 1/200



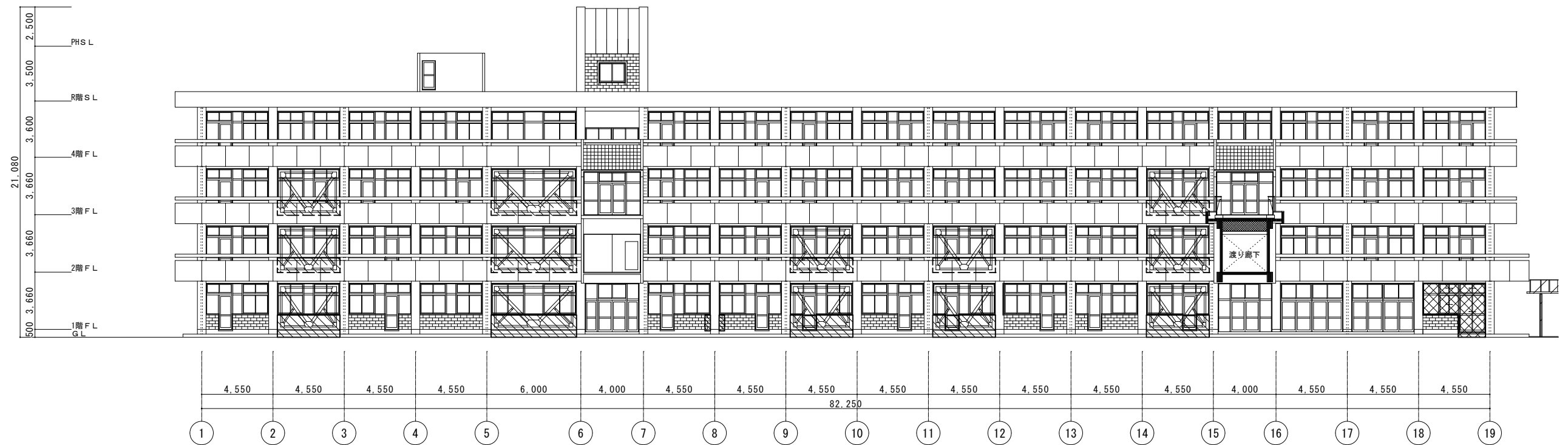
4階平面図 1/200



工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）			図名	4階 R階 PH階 平面図		設計者	（大臣登録）第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	
	Scale	1/200	年月		8 2	設計		徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420	

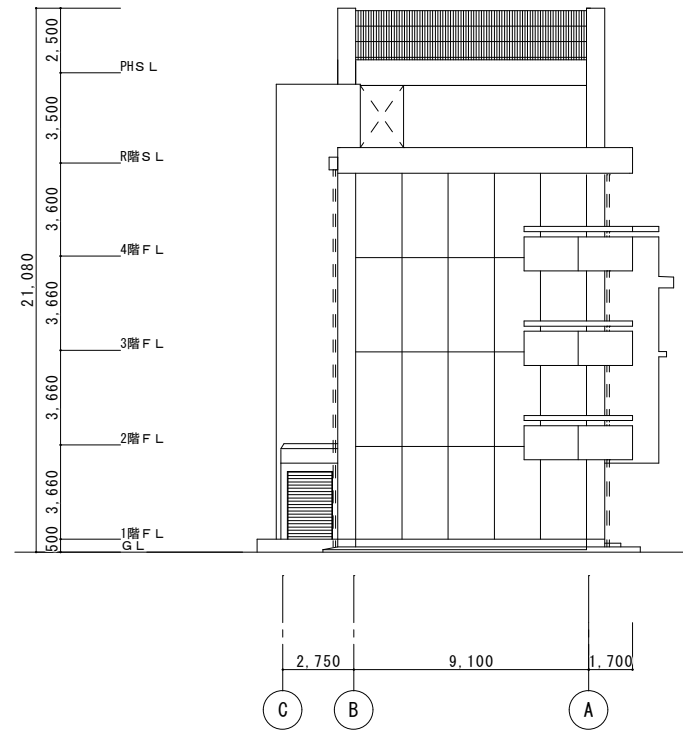


東面立面図 S=1/200

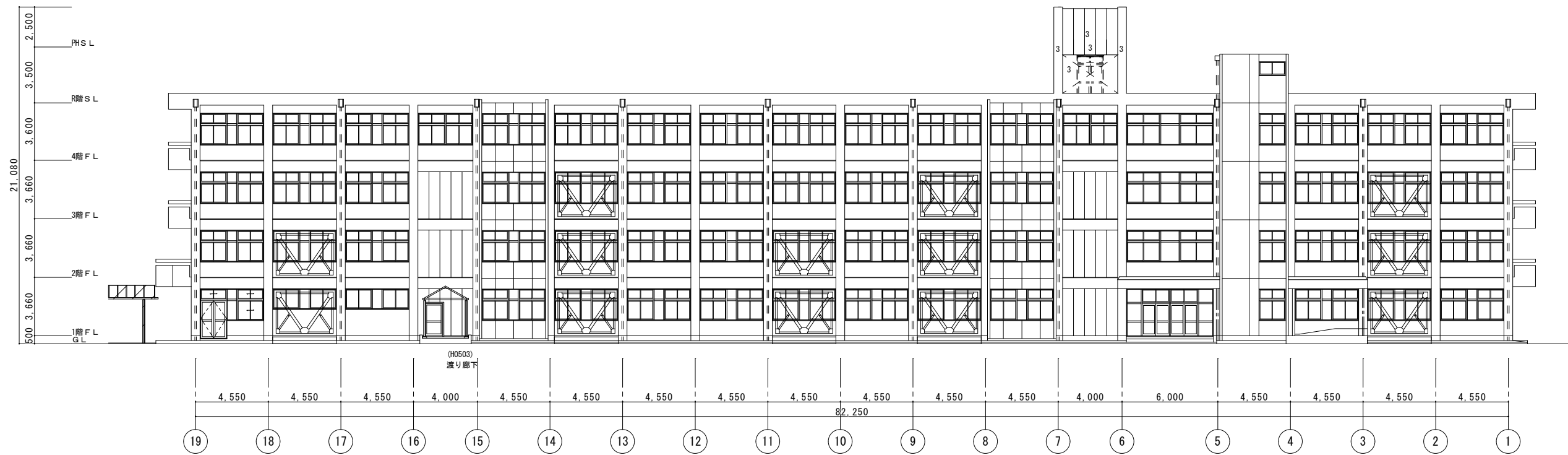


南面立面図 S=1/200

工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図 名	立 面 図 （ 1 ）		設 計 者	図 番	
	S c a l e			徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420			(大臣登録) 第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	
年 月			8 / 2		A		8	

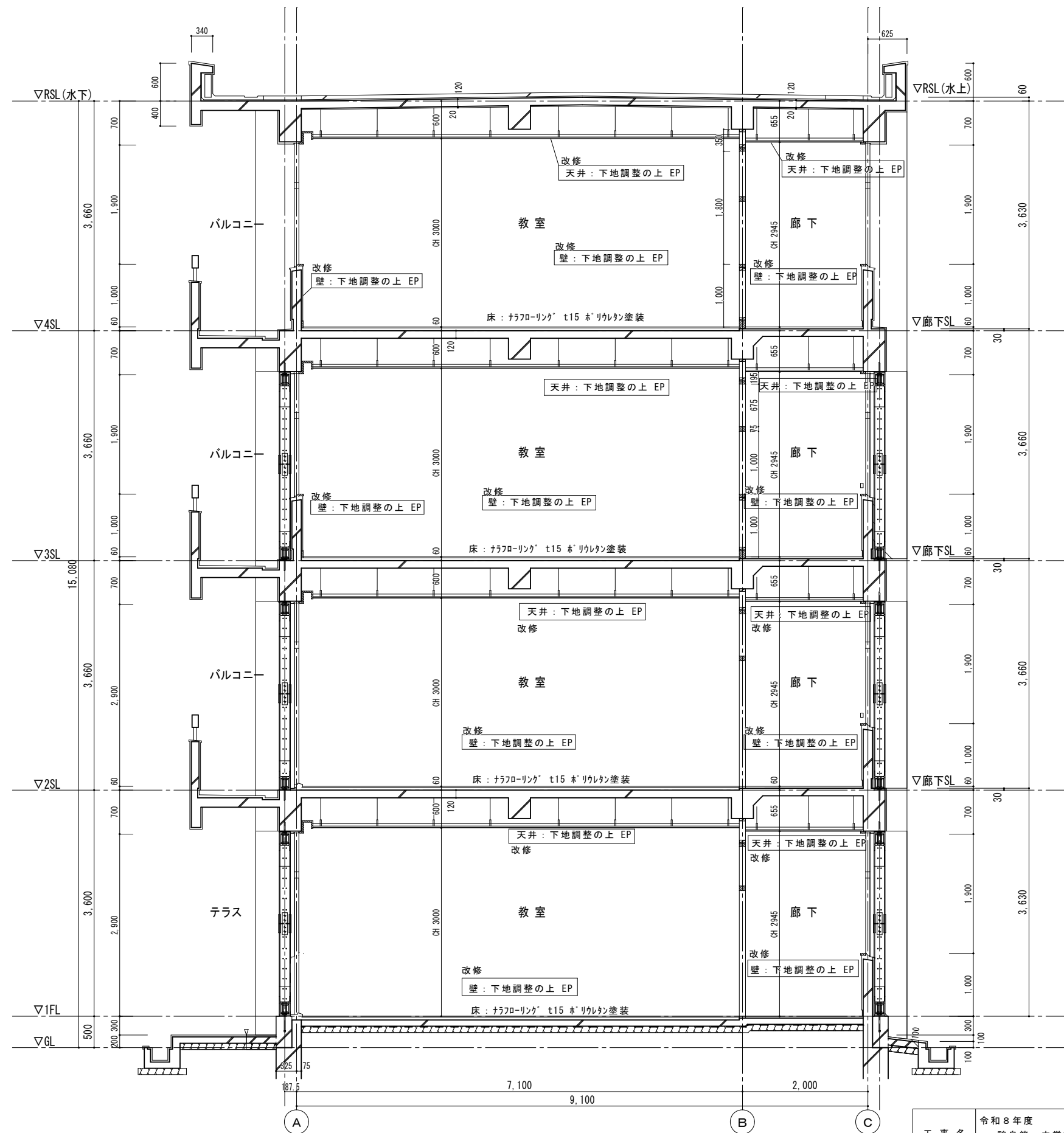


西面立面图 1/200



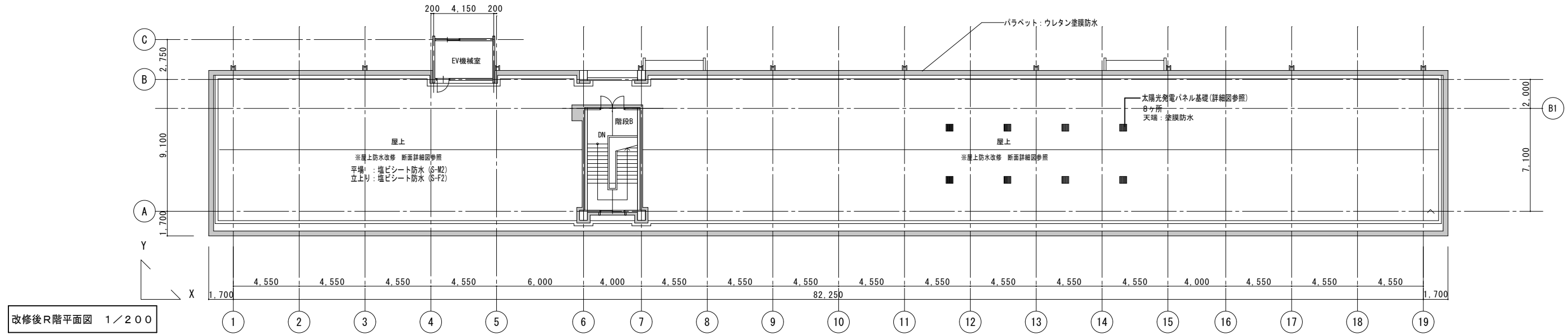
北面立面图 1/200

工 事 名	令和 8 年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事 (担い手確保型)		図 名	立面图 (2)		設 計 者	図 番	
							(大臣登録) 第365014号	
S c a l	1/200	年 月	8 2	設 計	徳島市南佐古 6 番町 1-2		1 級建築士 竹 内 祐 輔	A
					株式会社 団設計 1 級建築士事務所 徳島県知事登録 第 11116 号 電話 (088) 653-8420			

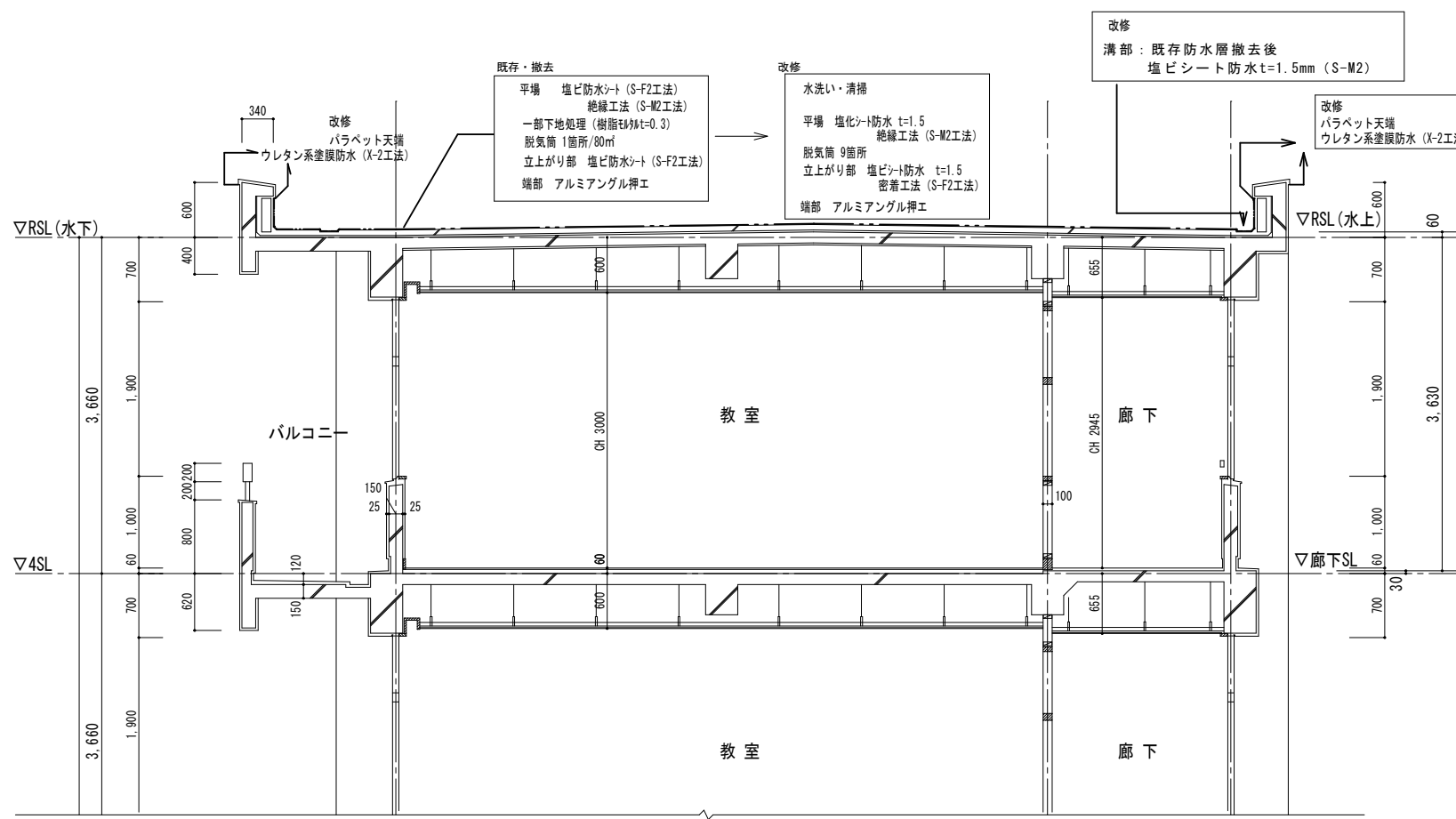


断面詳細図 S=1/50

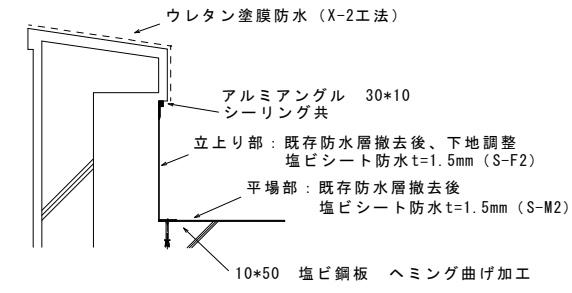
工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	断面詳細図		設計者	図番	
							(大臣登録)第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	
Scale	1/50	年月	8 2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420			



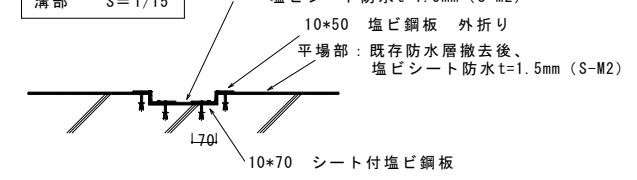
改修後R階平面図 1/200



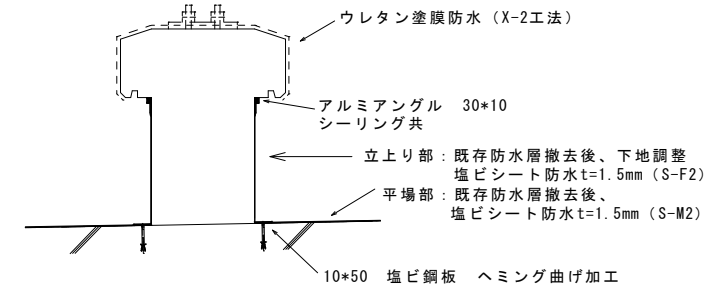
パラペット立上り部 S=1/15



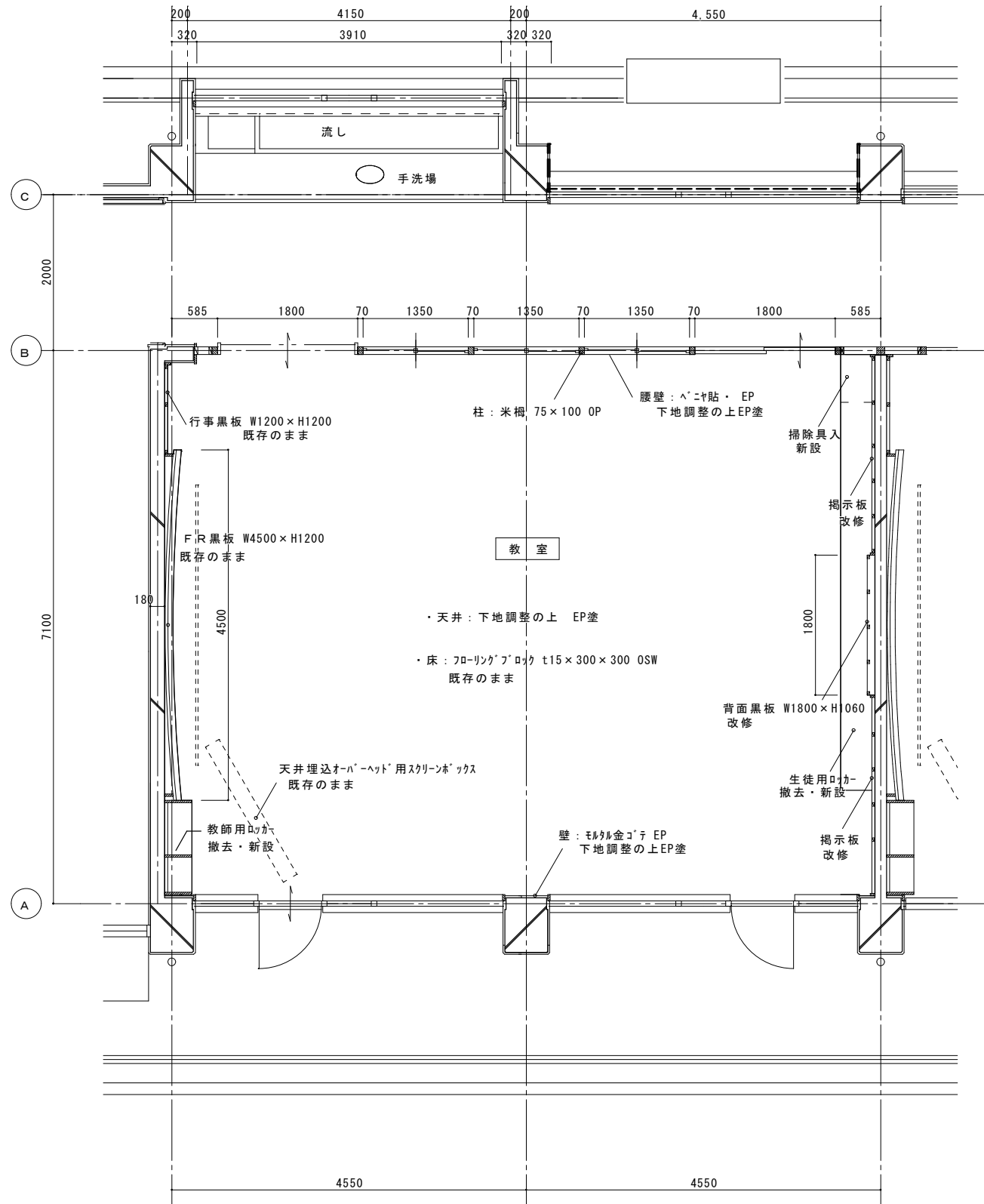
溝部 S=1/15



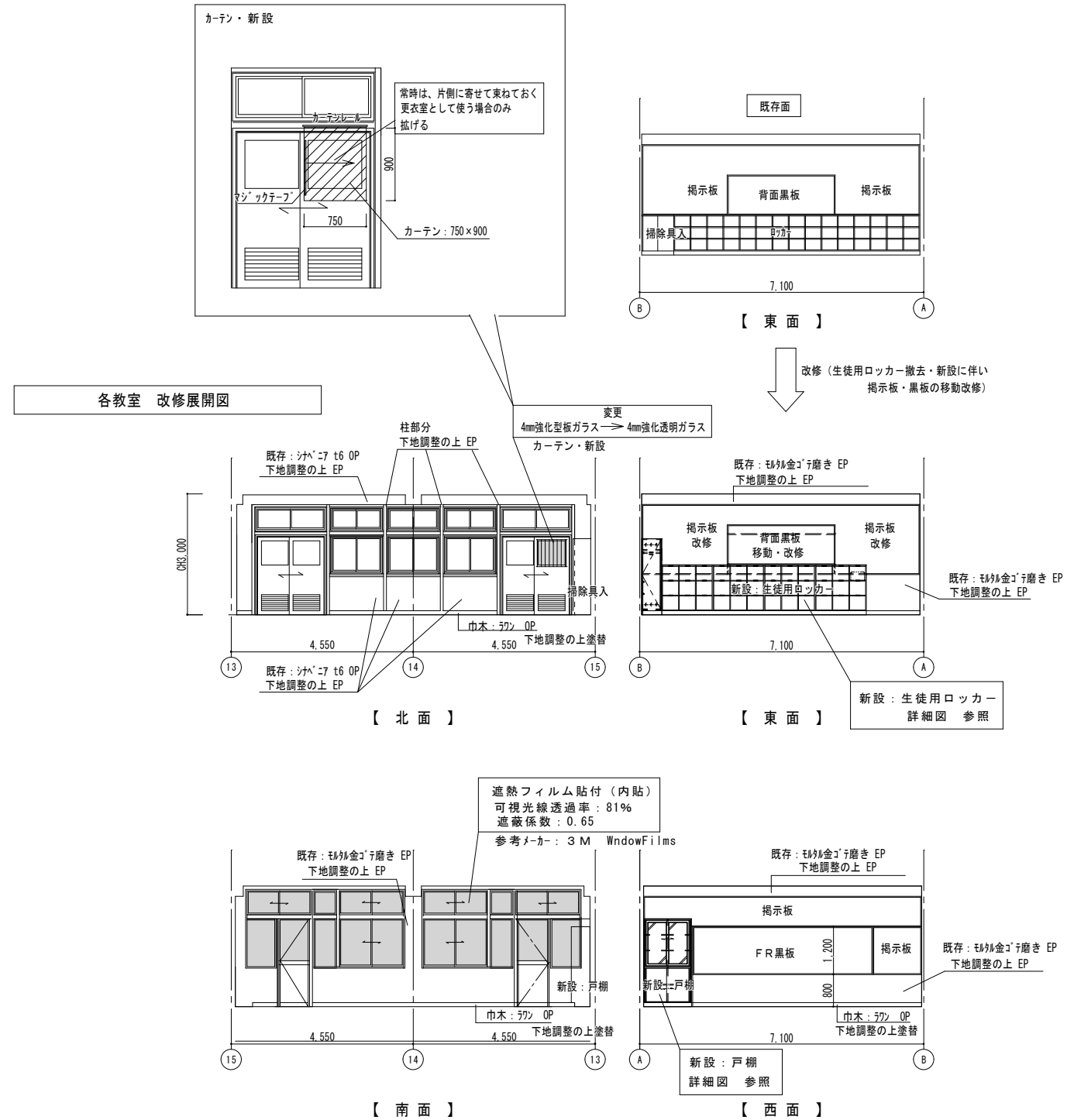
太陽光パネル架台基礎詳細図 S=1/15



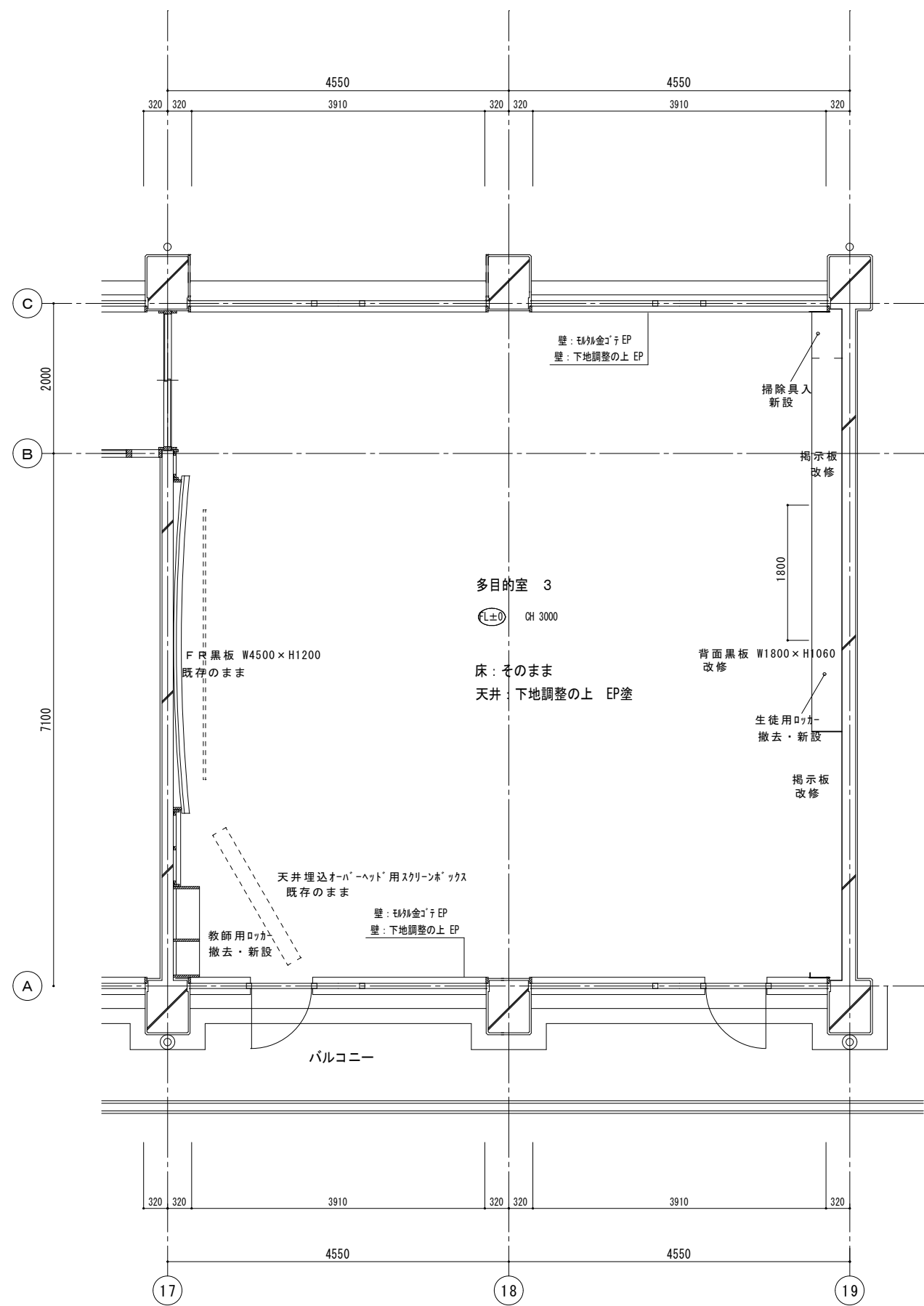
工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)			図 名	屋上防水改修図		設計者	(大臣登録)第365014号	
	S c a l	1/200	1/50		年月	8 2		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-8420



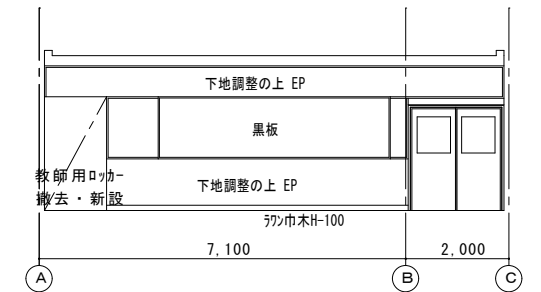
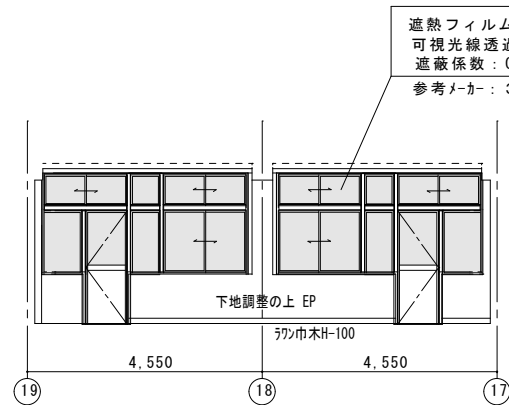
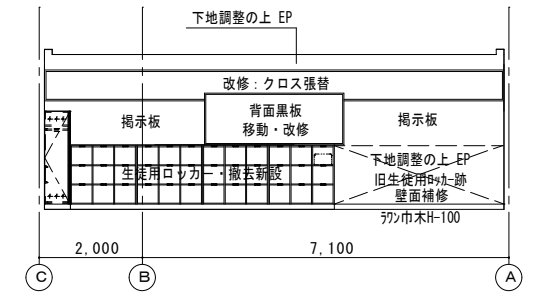
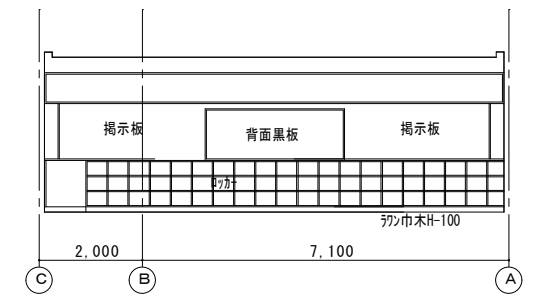
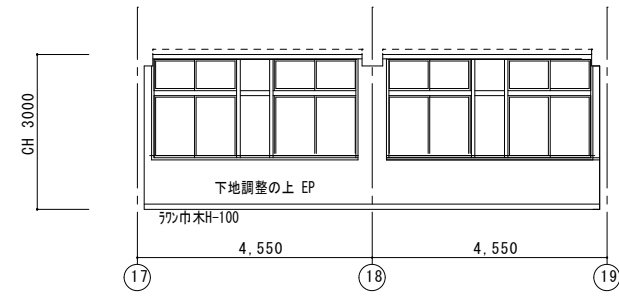
各教室 改修平面詳細図 S=1/100



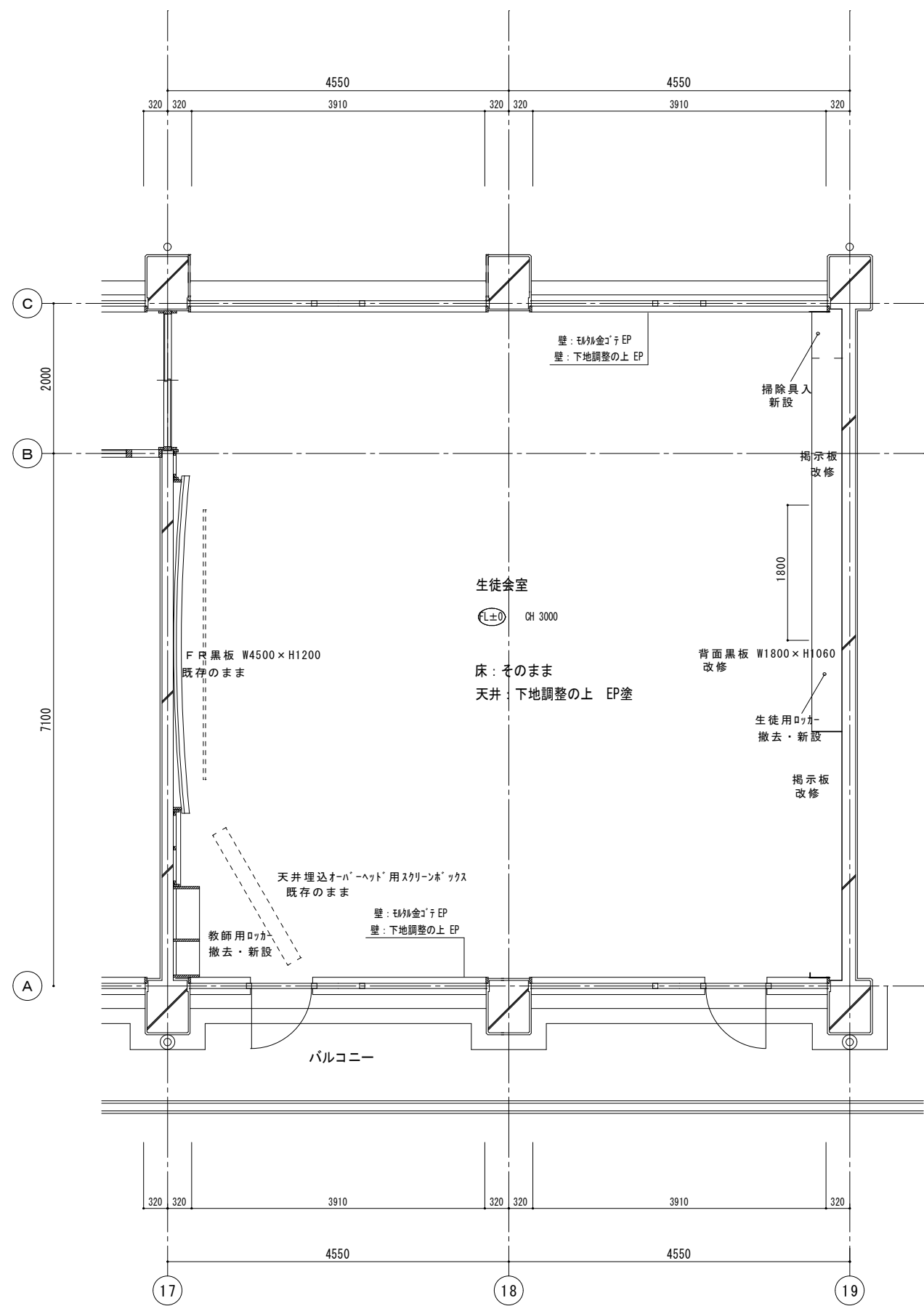
工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)			図名	各教室 改修平面図	設計者	図番
Scale	1/100	1/50	年月	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420	1級建築士 竹内祐輔	A
			8/2				



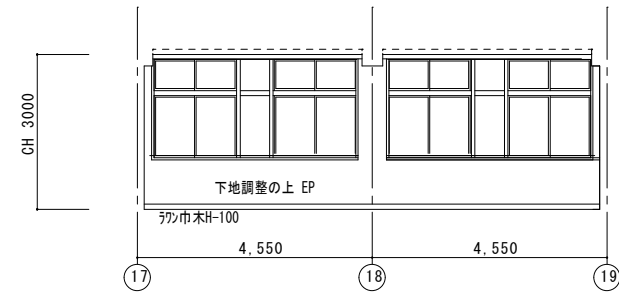
3階 多目的室



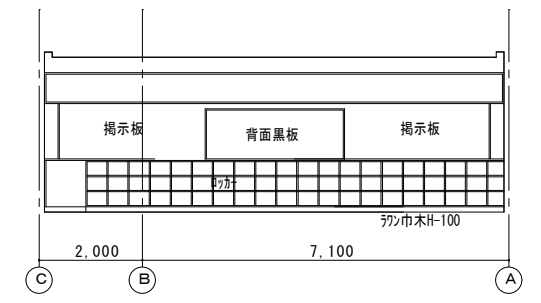
工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図 名	3階 多目的室 改修詳細図		設 計 者	設 計 者		図 番
	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-8420			1級建築士 竹内祐輔			A	13	
S c a l e	1/100 1/50	年 月	8 2	設 計					



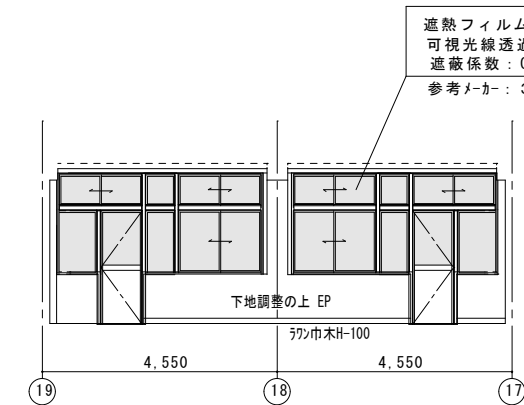
4階 生徒会室



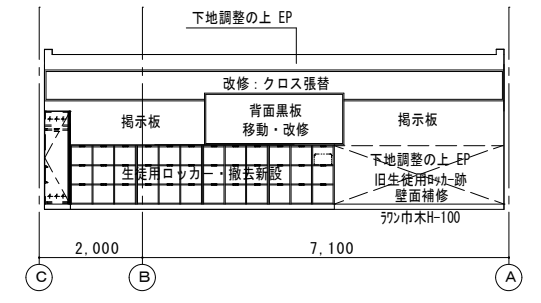
【北面】



【東面】

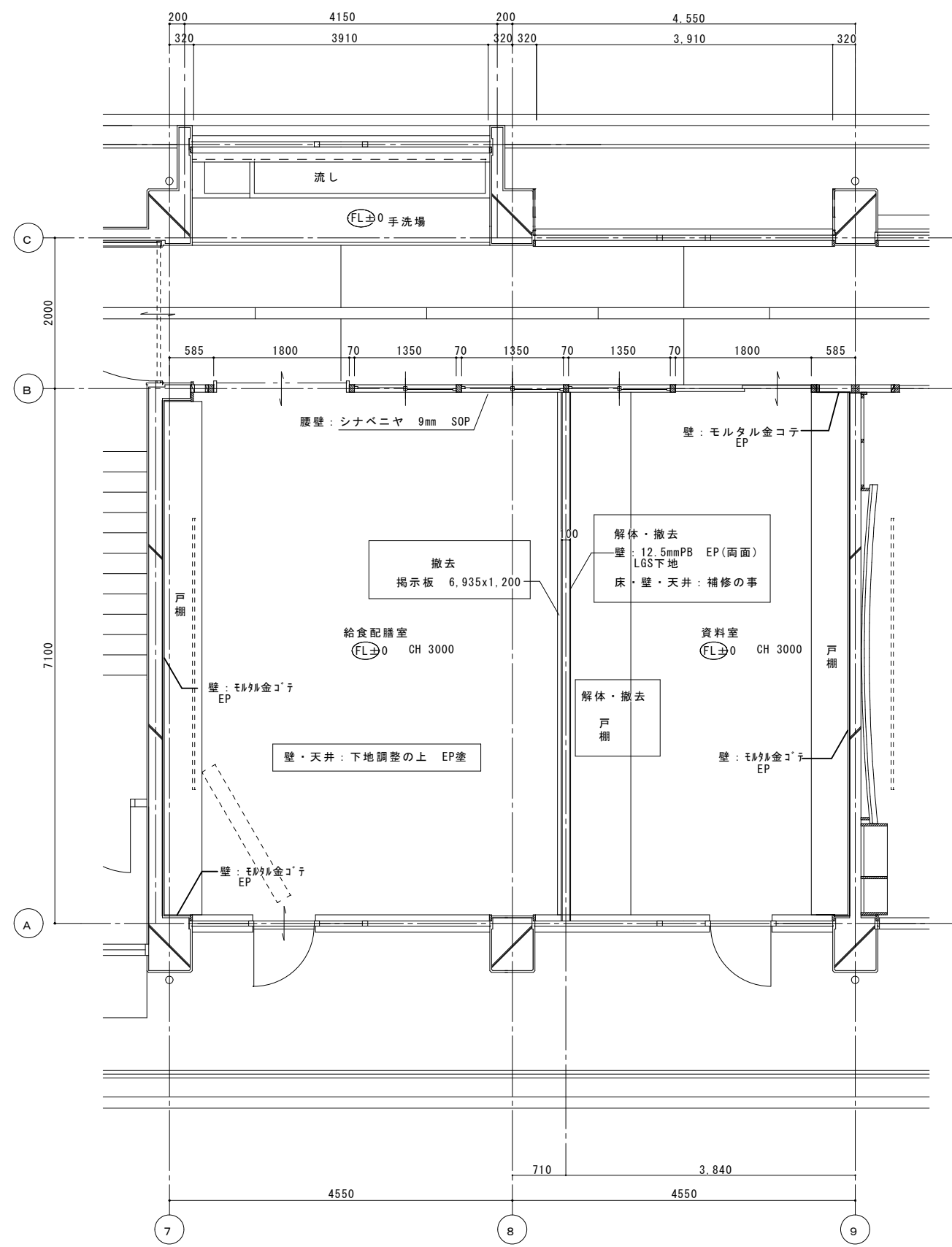


【南面】

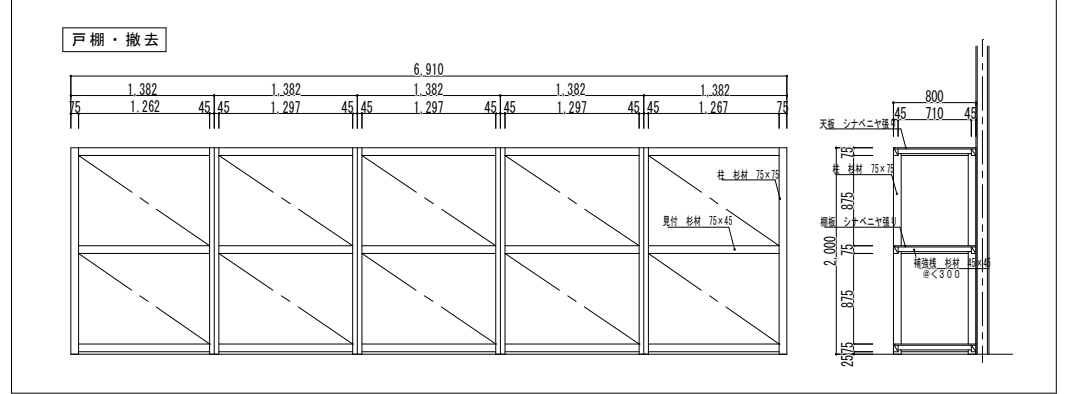
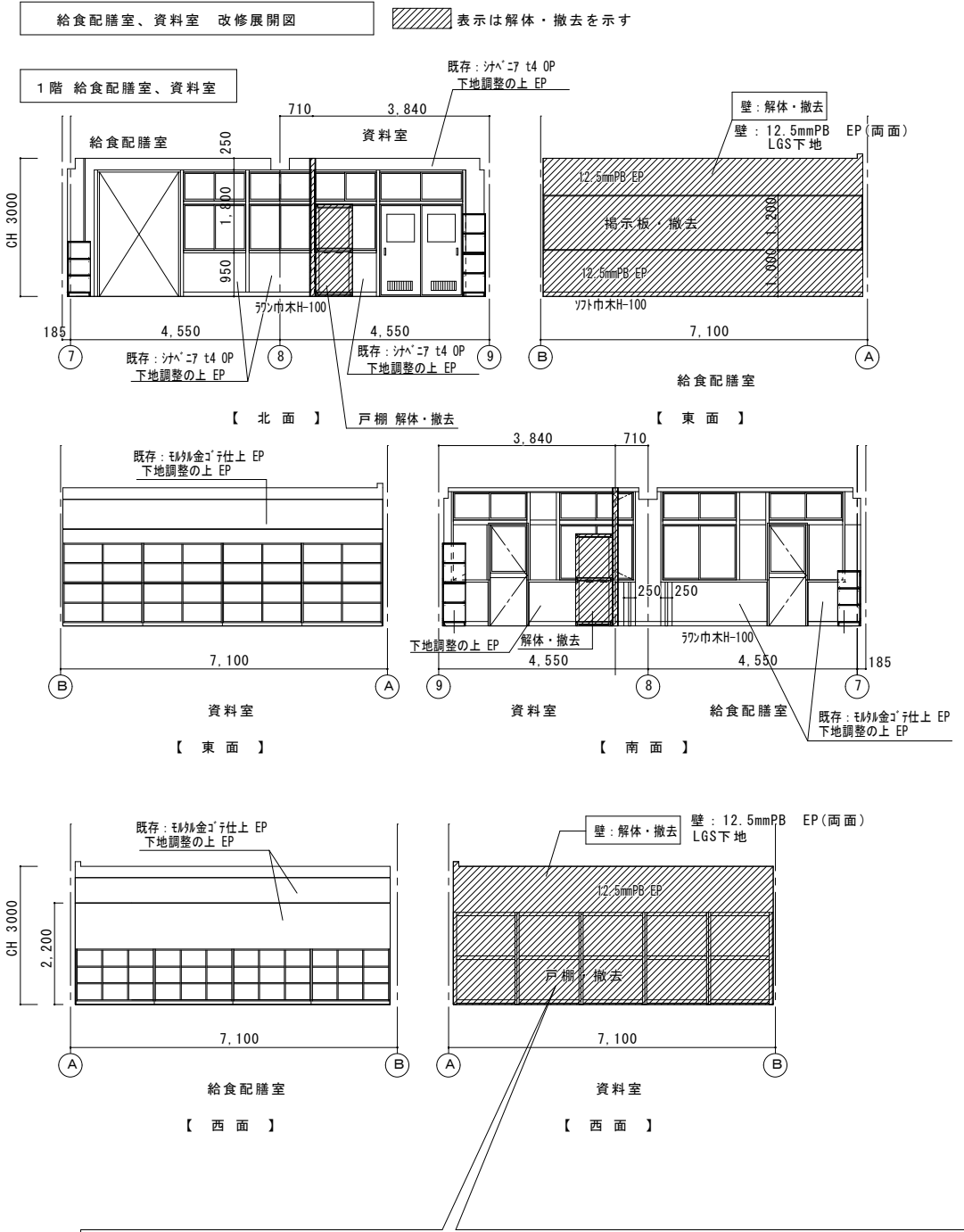


【西面】

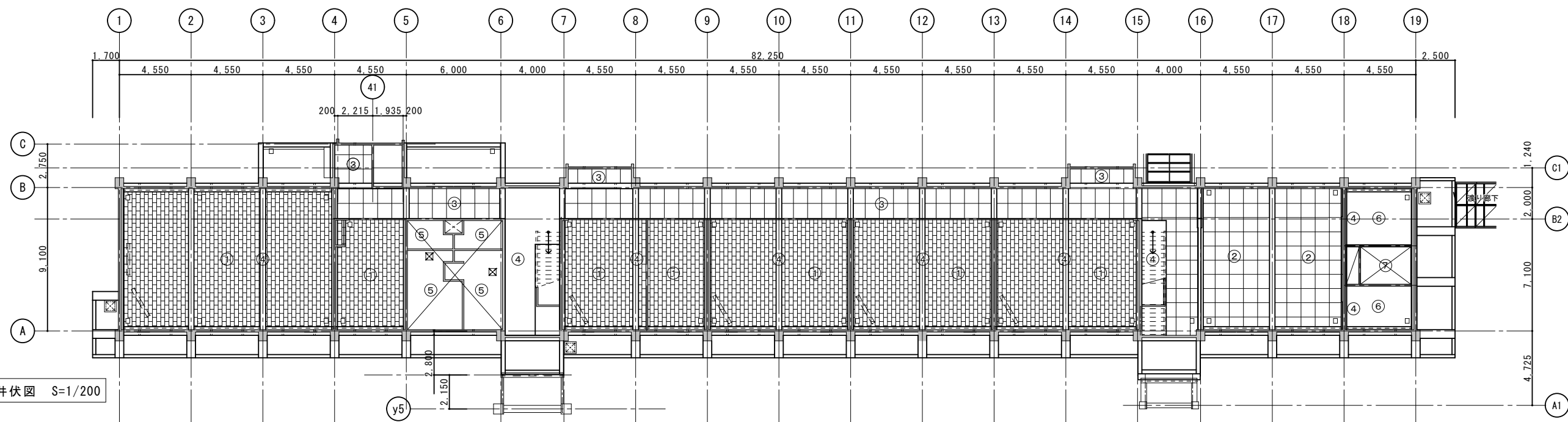
工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図 名	4階 生徒会室 改修詳細図		設 計 者	設 計 者		図 番
	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(087) 653-8420			1級建築士 竹内祐輔			A	14	
S c a l e	1/100 1/50	年月	8 2	設 計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(087) 653-8420				設 計 者 1級建築士 竹内祐輔



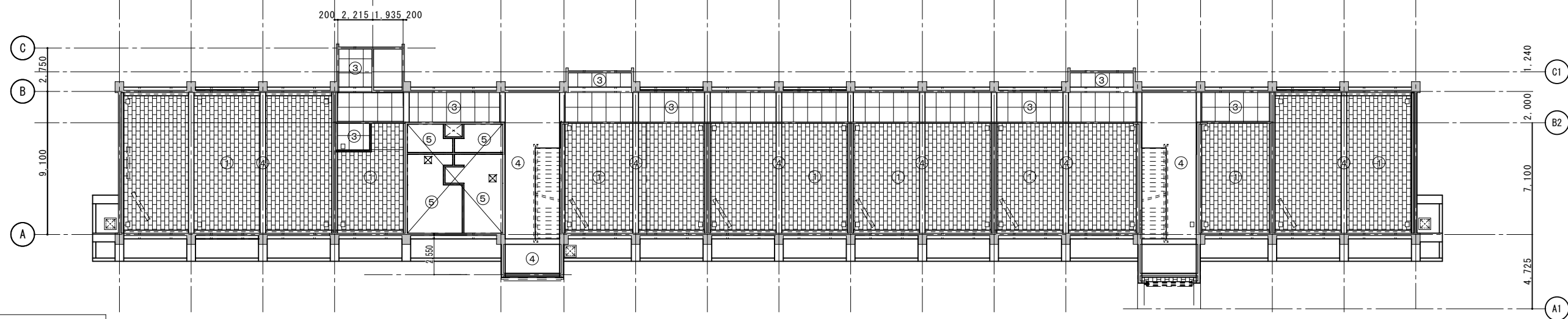
給食配膳室・資料室 改修平面詳細図 S=1/50



工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	給食室 資料室 改修平面詳細図 展開図		設計者	図番	
							15	
Scale	1/50	年月	8 2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420		1級建築士 竹内 祐輔	A



1階 天井伏図 S=1/200

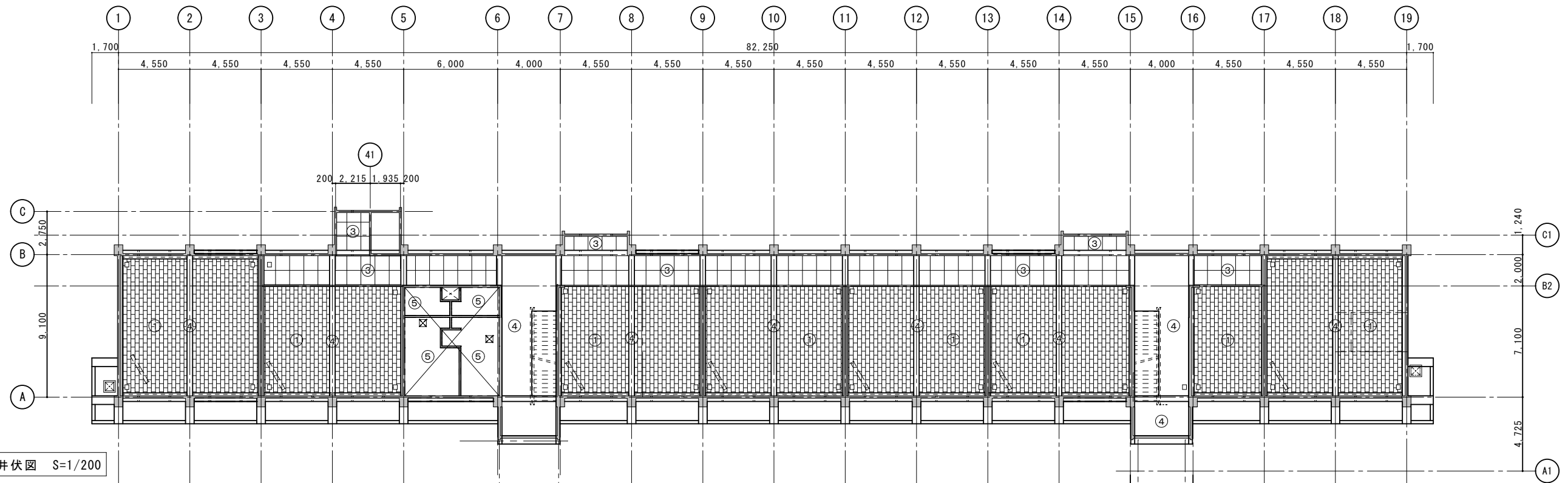


2階 天井伏図 S=1/200

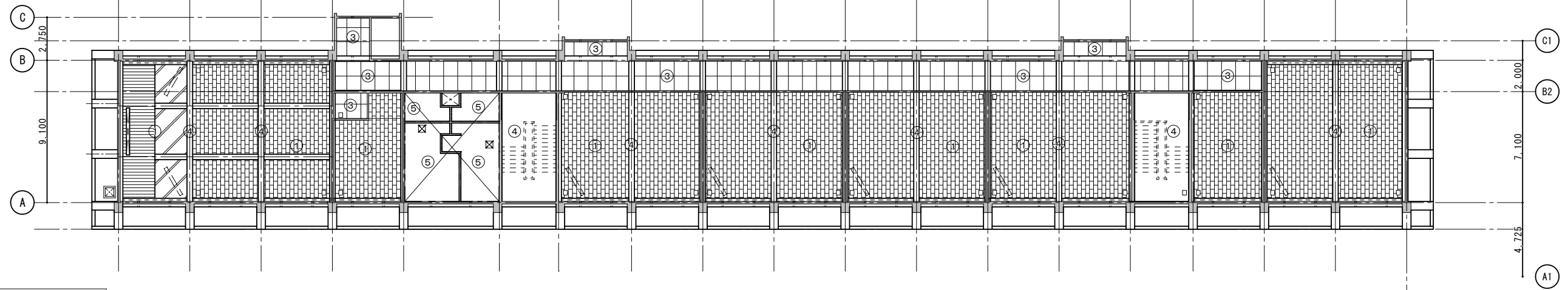
天井改修

北棟天井仕上表	
① 吸音テックス貼	下地調整の上 EP塗
② プラスターボード9底目地EP	下地調整の上 EP塗
③ 有孔プラスターボードEP	下地調整の上 EP塗
④ モルタル金ゴテEP	下地調整の上 EP塗
⑤ ケイ酸板6.0目透しEP-G	現行のまま
⑥ プラスターボード9.5目透しEP-G	下地調整の上 EP塗
⑦ プラスターボード9.5防炎ビニルクロス貼	現行のまま

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	1階 2階 天井伏図		設計者	(大臣登録)第365014号		図番	16	
	Scale	1/200		年月	8 2		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420		1級建築士 竹内 祐輔	A



3階 天井伏図 S=1/200



4階 天井伏図 S=1/200

天井改修

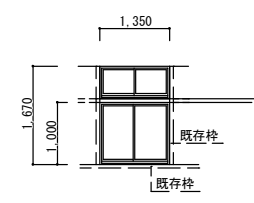
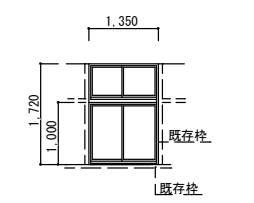
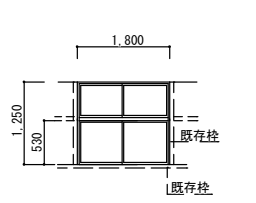
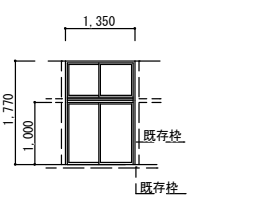
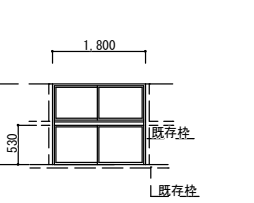
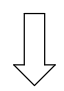
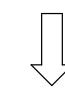

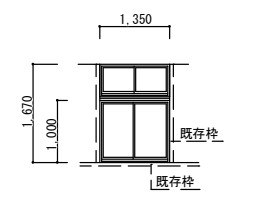
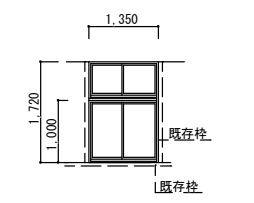
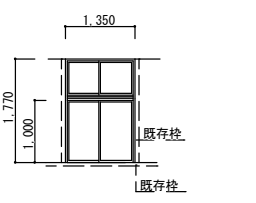
北棟天井仕上表	
① 吸音テックス貼	下地調整の上 EP塗
② プラスターボード〇9底目地EP	下地調整の上 EP塗
③ 有孔プラスターボードEP	下地調整の上 EP塗
④ モルタル金ゴテEP	下地調整の上 EP塗
⑤ ケイカル板〇6.0目透しEP-G	現行のまま
⑥ プラスターボード〇9.5目透しEP-G	下地調整の上 EP塗
⑦ プラスターボード〇9.5防炎ビニルクロス貼	現行のまま
⑧ 押入ボード〇9.5張	現行のまま

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	3階 4階 天井伏図		設計者	(大臣登録)第365014号		図番	17
	Scale	1/200		年月	8 2		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-9420		


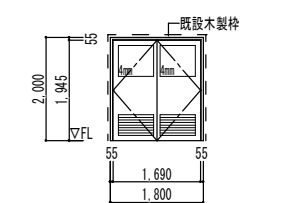
記号	(AD1) ランマ付玄関7&ミサット'7	5ヶ所	(AD2) ランマ付両端FIX付玄関7&ミサット'7	5ヶ所	(AD3) ランマ付両端FIX付玄関7&ミサット'7	5ヶ所	(AN1) ランマ付7&ミ'7中央FIX付付引違7&ミサット	10ヶ所	(AN2) ランマ付7&ミ'7中央FIX付付引違7&ミサット	10ヶ所
図										
部屋名	ランマ付きアルミ玄関戸		ランマ付きアルミ玄関戸		ランマ付きアルミ玄関戸		ランマ・片開戸・中央FIX付きアルミ引き違い窓		ランマ・中央FIX付きアルミ引き違い窓	
型式	アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
材質	アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
見込	70		70		70		70		70	
仕上	シルバー		シルバー		シルバー		シルバー		シルバー	
ガラス	FL4		FL4		FL4		FL5		FL5	
金物	附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式	
備考										
記号	(AN3) ランマ付中央FIX付引違7&ミサット	10ヶ所	(AN4) ランマ付中央FIX窓付引違アルミサッシ	1ヶ所	(AN5) ランマ付中央FIX窓片開き付引違アルミサッシ	1ヶ所	(AN6) 引き違いガラス戸	5ヶ所	(AN7) ランマ付中央FIX付引違7&ミサット	10ヶ所
図										
部屋名	ランマ・中央FIX付きアルミ引き違い窓		ランマ・中央FIX付きアルミ引違窓・アルミ戸		ランマ・中央FIX付きアルミ引違窓・アルミ戸		ランマ付きアルミ引違窓		中央FIX付き2連アルミ引違窓	
型式	アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
材質	アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
見込	70		70		70		70		70	
仕上	シルバー		シルバー		シルバー		シルバー		シルバー	
ガラス	FL4		5mm強化透明ガラス, 3mmアルミパネル		4mm強化透明ガラス, 5mm強化透明ガラス, 3mmアルミパネル		FL4		FL4	
金物	附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式	
備考										
記号	(A) ランマ付中央FIX窓付引違アルミサッシ	1ヶ所	(B) ランマ付中央FIX窓片開き付引違アルミサッシ	1ヶ所						
図										
部屋名	技能員室		用具室							
型式	ランマ付中央FIX窓付引違アルミサッシ		ランマ付中央FIX窓片開き付引違アルミサッシ							
材質	アルミ		アルミ							
見込	70mm		70mm							
仕上	シルバー		シルバー							
ガラス	5mm強化透明ガラス, 3mmアルミパネル		4mm強化透明ガラス, 5mm強化透明ガラス, 3mmアルミパネル							
金物	附属金物一式		附属金物一式							
備考										
記号	(A) ランマ付引違スクールパーテーションドア	8ヶ所	(B) ランマ付引違スクールパーテーションドア	21ヶ所	(C) ランマ付引違スクールパーテーションドア	10ヶ所	(D) ランマ付引違スクールパーテーションドア	6ヶ所	(E) ランマ付引違スクールパーテーションドア	1ヶ所
図										
部屋名	教室、準備室		教室、準備室		教室		教室		教室	
型式	ランマ付引違スクールパーテーションドア		ランマ付引違スクールパーテーションドア		ランマ付引違スクールパーテーションドア		ランマ付引違スクールパーテーションドア		ランマ付引違スクールパーテーションドア	
材質	化粧鋼板 t=0.5mm, ベーバーコア		化粧鋼板 t=0.5mm, ベーバーコア		化粧鋼板 t=0.5mm, ベーバーコア		化粧鋼板 t=0.5mm, ベーバーコア		化粧鋼板 t=0.5mm, ベーバーコア	
見込	厚: 30mm, 枠: 125mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		厚: 30mm, 枠: 125mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		厚: 30mm, 枠: 125mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		厚: 30mm, 枠: 125mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		厚: 30mm, 枠: 125mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)	
仕上	障子: 22mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		障子: 22mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		障子: 22mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		障子: 22mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)		障子: 22mm (溶融亜鉛めっき鋼板 焼付塗装)	
ガラス	4mm強化透明ガラス, 5mm強化透明ガラス		4mm強化透明ガラス, 5mm強化透明ガラス		4mm強化透明ガラス, 5mm強化透明ガラス		4mm強化透明ガラス		4mm強化透明ガラス	
金物	附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式	
備考										

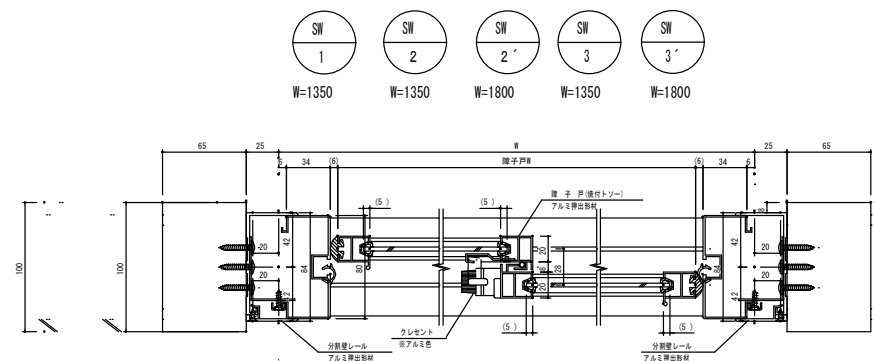
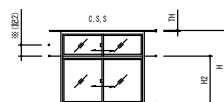
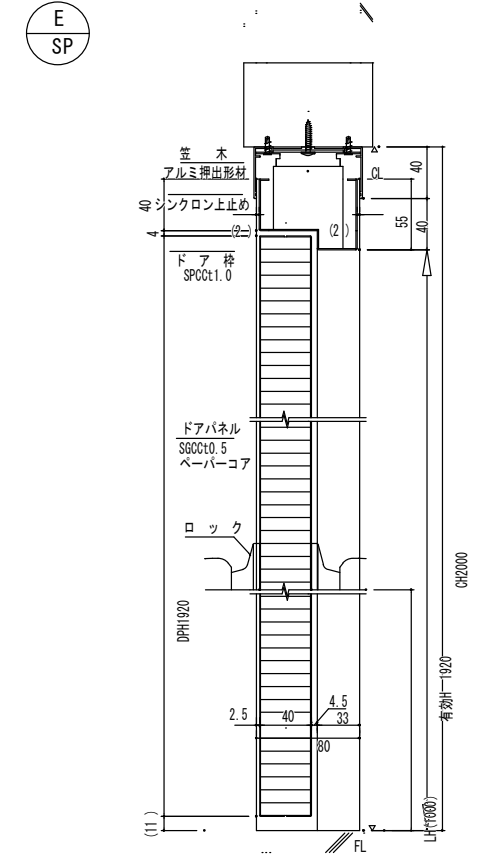
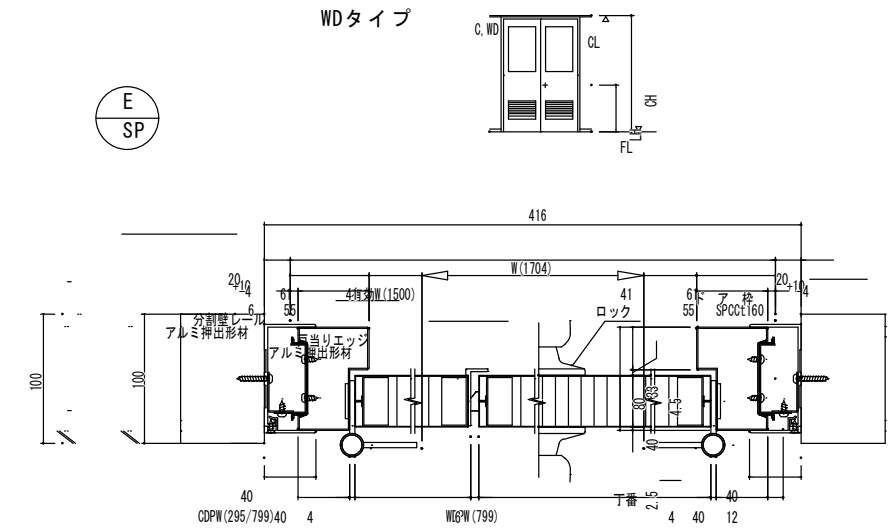
建具表 S=1/100

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)	図名	建具表(1)	設計者	(大臣登録)第365014号 1級建築士 竹内祐輔	図番	A 18
Scale	1/100	年月	8 2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録: 第11116号 電話: 徳島(087) 653-8420		

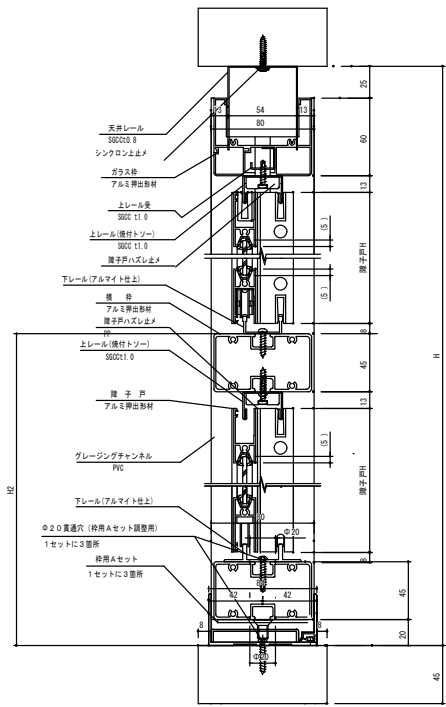
記号	① WW	② WW	② WW	③ WW	③ WW
	ランマ付引違木製窓	ランマ付引違木製窓	ランマ付引違木製窓	ランマ付引違木製窓	ランマ付引違木製窓
姿図					
	撤去	撤去		撤去	
部屋名	ランマ付き木製引違窓	ランマ付き木製引違窓	ランマ付き木製引違窓	ランマ付き木製引違窓	ランマ付き木製引違窓
型式	木製	木製	木製	木製	木製
材質	40	40	40	40	40
見込					
仕上	FL5	FL5	FL5	FL5	FL5
ガラス	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式
金物					
備考					
					
	新設改修	新設改修		新設改修	
記号	① SW	② SW	③ SW		
	ランマ付引違スクールパーテーション窓	ランマ付引違スクールパーテーション窓	ランマ付引違スクールパーテーション窓		
姿図					
部屋名	教室	教室	教室		
型式	ランマ・中央FIX付きアルミ引き違い窓	ランマ・中央FIX付きアルミ引き違い窓	ランマ・中央FIX付きアルミ引き違い窓		
材質	アルミニウム合金押出型材 塗装仕上	アルミニウム合金押出型材 塗装仕上	アルミニウム合金押出型材 塗装仕上		
見込	80mm	80mm	80mm		
仕上	焼付塗装仕上 障子窓枠：アルミ	焼付塗装仕上 障子窓枠：アルミ	焼付塗装仕上 障子窓枠：アルミ		
ガラス	欄間ガラス 強化透明4mm/中間ガラス 強化型板5mm	欄間ガラス 強化透明4mm/中間ガラス 強化型板5mm	欄間ガラス 強化透明4mm/中間ガラス 強化型板5mm		
金物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式		
備考	不燃材料【国土交通大臣認定：NM-3212】 高耐震仕様（シンクロン）	不燃材料【国土交通大臣認定：NM-3212】 高耐震仕様（シンクロン）	不燃材料【国土交通大臣認定：NM-3212】 高耐震仕様（シンクロン）		

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図名	建具表（2）	設計者	図番
Scale	1/100	年月	8 2	設計	(大臣登録) 第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	A 19
				徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420		

符号・設置場所	E/SP					1ヶ所	E/SP					1ヶ所
	1階	2階	3階	4階	5階		1階	2階	3階	4階	5階	
数量				1					1			
姿 図												
名 称	ランマ付引違スクールパーテーションドア					両開きドア						
材 質	化粧鋼板 t=0.5mm、ペーパーコア					鋼板塗装仕上						
仕 上						焼付塗装仕上						
見 込	厚：30mm、枠：125mm（溶融亜鉛付鋼板 焼付塗装）					80mm／厚厚40mm						
硝 子	4mm強化型板ガラス					厚：強化透明4mm						
金 物	CL向蝶錠、引手、戸車、SUS下枠、アルミガラリ、附属金物一式					附属金物一式						
備 考	文化シャッターSA80(改修用カバー工法)程度					不燃材料【国土交通大臣認定：NM-3212】コマネー高耐震仕様（SWシクロン）						



- SW 1 H=1000
- SW 2 H=1000
- SW 2' H=530
- SW 3 H=1000
- SW 3' H=530

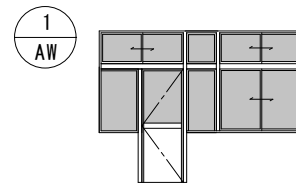
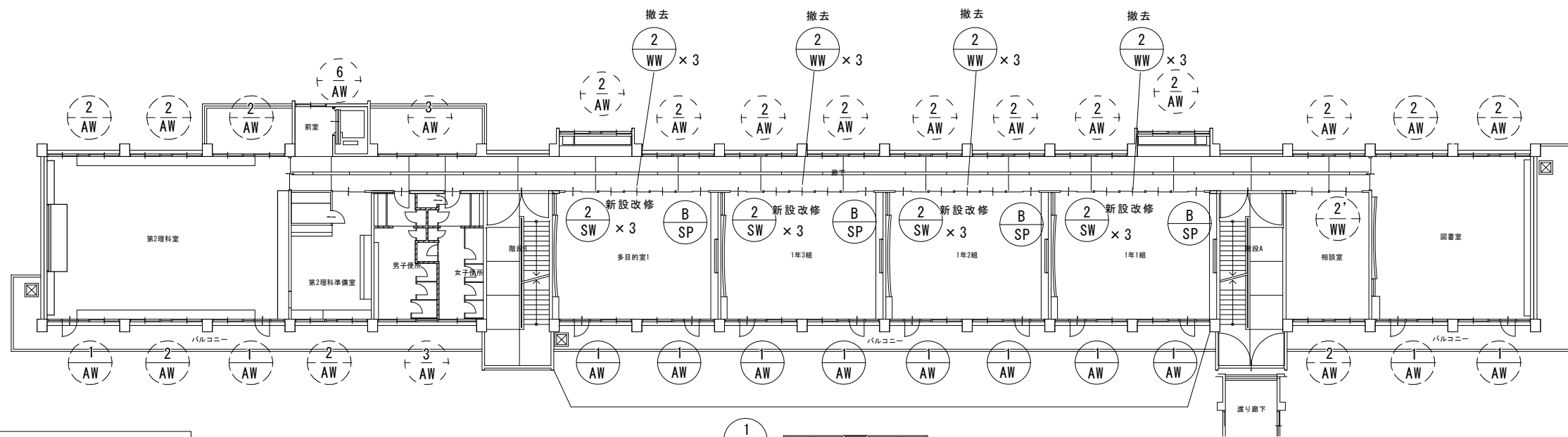


- SW 1 H=1670 9カ所
- SW 2 H=1720 27カ所
- SW 2' H=1250 2カ所
- SW 3 H=1770 12カ所
- SW 3' H=1300 1カ所

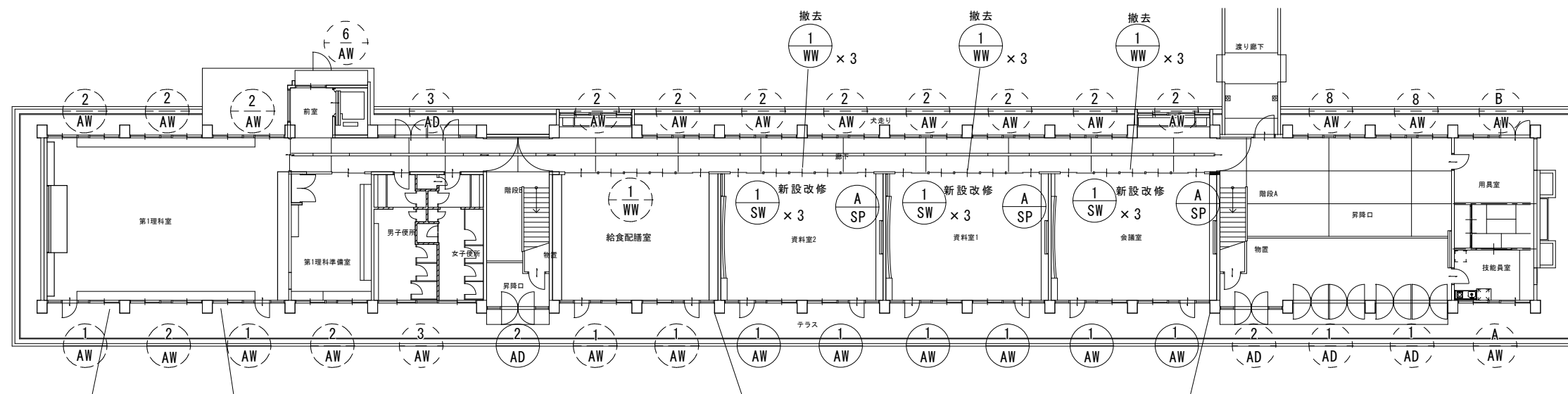
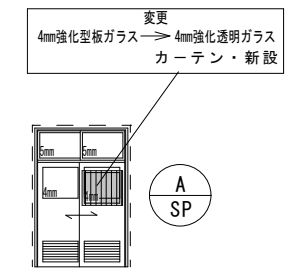
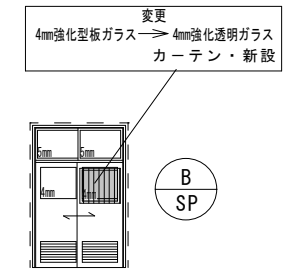
色：F006B

1. H=1000の場合、扉パネル下部・パネルガイド形状変更となります。
 2. 扉は、障子枠クレーセントの構造を有す。クレーセント設置の際は、障子枠が、障子枠となります。
 3. 障子枠ガラス取付方法
 ガラスH(障子枠H)-2×10、ガラスH(障子枠H)-74

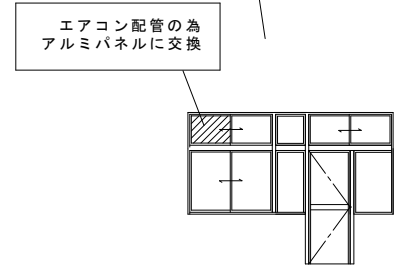
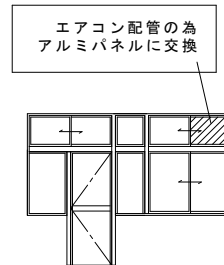
工 事 名	令和8年度 嶋島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図 名	建具表（3）		設 計 者	（大臣登録）第365014号 1級建築士 竹内 祐 輔		図 番	20	
S c a l	1/100	年月	8 2	設 計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420			A			



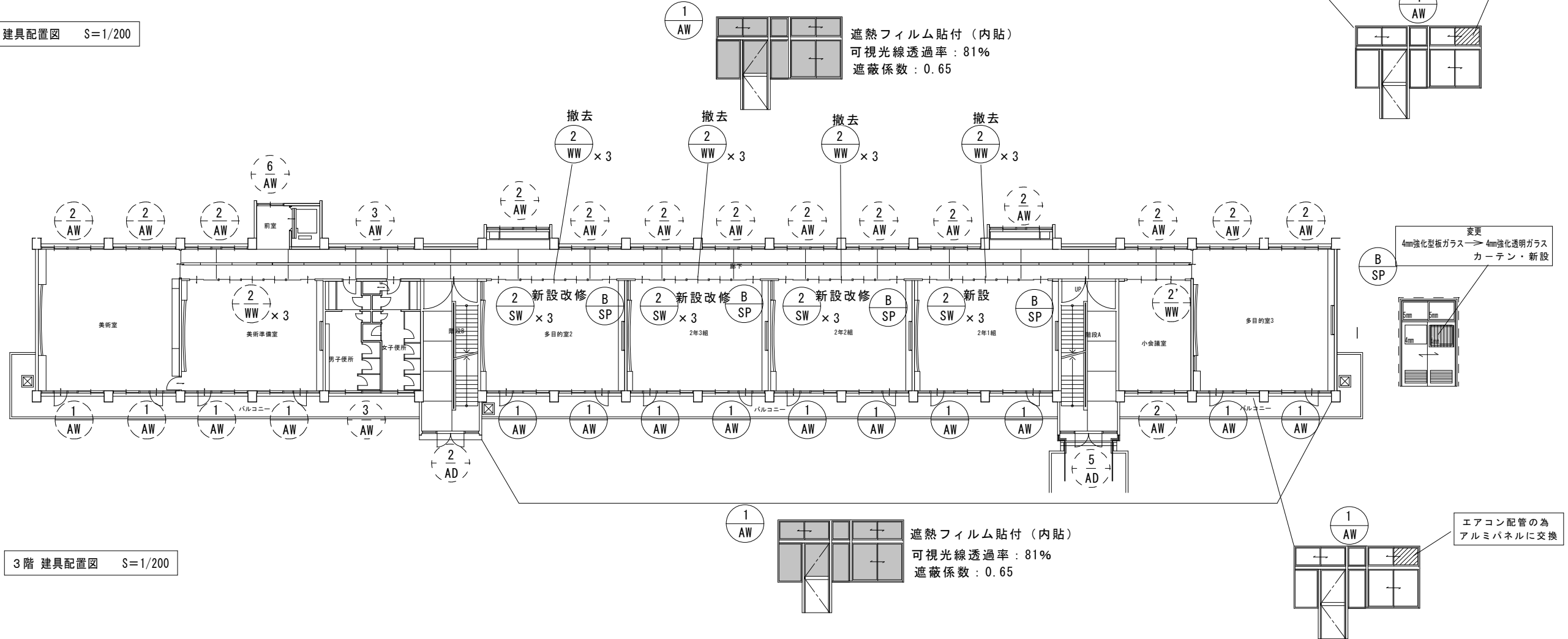
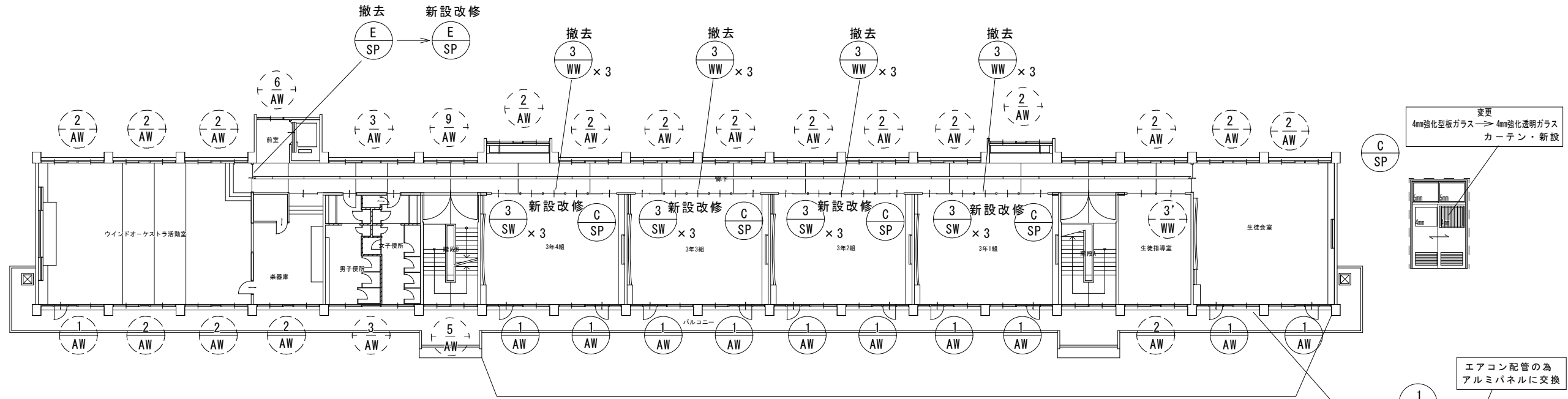
遮熱フィルム貼付（内貼）
可視光線透過率：81%
遮蔽係数：0.65



遮熱フィルム貼付（内貼）
可視光線透過率：81%
遮蔽係数：0.65



工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図 名	1階 2階 建具配置図		設 計 者	(大臣登録) 第365014号		図 番	21	
	S c a l	1/200		年 月	8 2		徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420			1級建築士 竹内 祐輔	



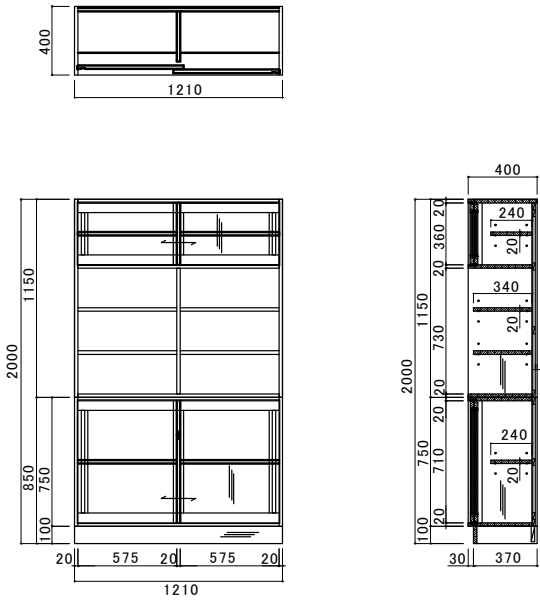
工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事 (担い手確保型)		図 名	3階 4階 建具配置図		設 計 者	(大臣登録) 第365014号		図 番	22	
	S c a l	1/200		年 月	8 2		徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420			1級建築士 竹内 祐輔	

木製家具標準仕様 『特記無き場合は下記の仕様とする』

国産材の積極的な活用を通じて森林を活性化させ、国内のCO2などの温室効果ガスを削減に寄与することに主眼を置き、各種有機溶剤や可塑剤等の有害物質についてもその残留、放散を極力抑制する為に以下の仕様とする。

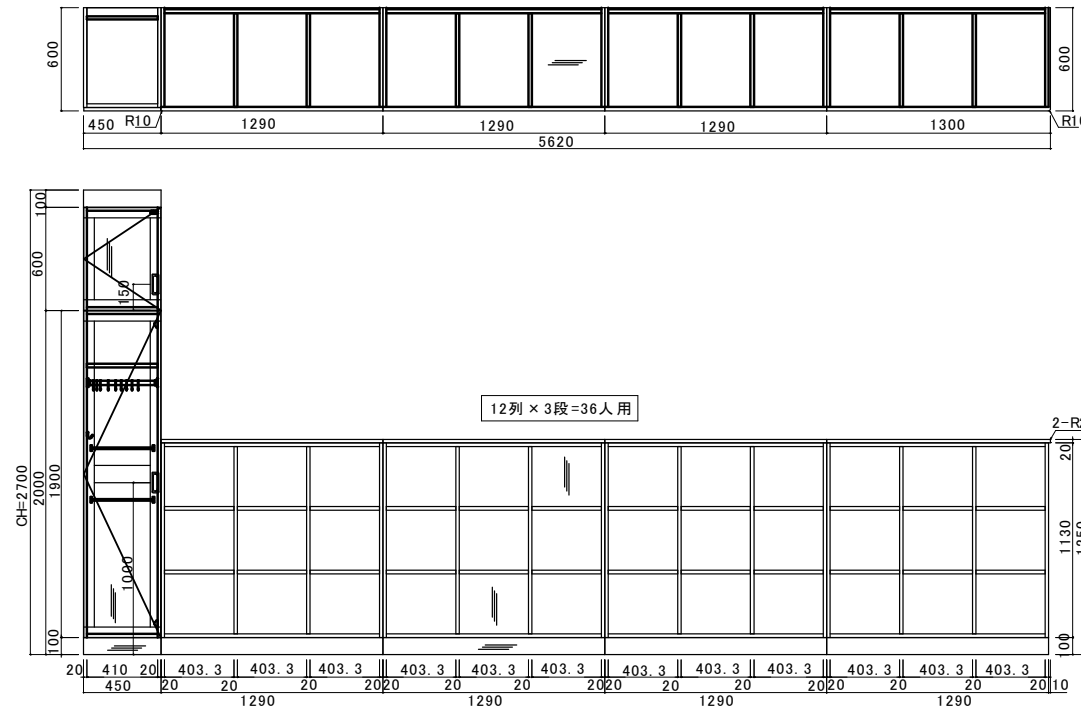
検集成材	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上(オイルフィニッシュ)
化粧MDF (NEOボードプラス)	JIS-F☆☆☆☆適合品 MDFは国産木材の使用比率70%以上とし、「間伐材マーク」、「木づかいサイクルマーク」取得品とする 「JIS A 5905」適合品の国内生産品とする。 表面材は防汚機能を有するメラミンコート(検間伐集成材柄)
接着剤	厚生労働省のVOC指定13物質を含んでいないものを使用する。F☆☆☆☆適合品
塗料	厚生労働省のVOC指定13物質を含んでいないものを使用する。JIS-F☆☆☆☆適合品 ※JIS-F☆☆☆☆に適合していない「自然塗料」の使用は不可。
本体	主材: 検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ 背板: 化粧MDF(NEOボードプラス) t4mm
天板	検間伐台形集成材 ウレタンクリア塗装
開戸(板戸)	枠組: 検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ 鏡板: 検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ t9mm ワンタッチ脱着式スライド丁番(キャッチ機能付) 105°開き
木製引違戸 (板戸)	枠組: 検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ 鏡板: 検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ t9mm 四周建込み加工、樹脂製敷居スベリ貼
可動式棚板	検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ 棚板底面にずれ止めのダボジャクリを施すこと。 棚受けダボ: φ9mmネジ込式(W1/4) アルミ製ニッケルメッキ P=60mm 3段
台輪	検間伐台形集成材 自然系塗料仕上げ t20mm ※床の不陸による家具台輪と床仕上げ面との隙間はシール処理(建築工事)とする。
共通	※「日本家具保証協会」認定企業の生産製品、及び監理製品とする。 ※製作家具本体は国内生産品とする。

各階 各室 教師用戸棚

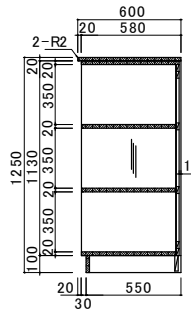
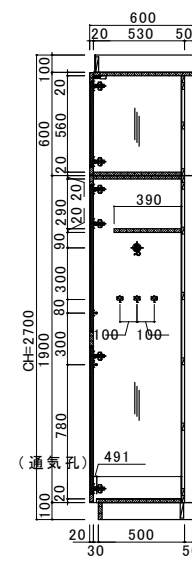


品名	教師用戸棚	品番	WORKT-W. ZZ
仕様			
本体主材	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ		
背板	化粧MDF t4mm		
引違戸	枠組: 検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ 鏡板: 検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ 手掛かり加工		
棚板	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ 棚タボφ9(3段)		
台輪	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ		

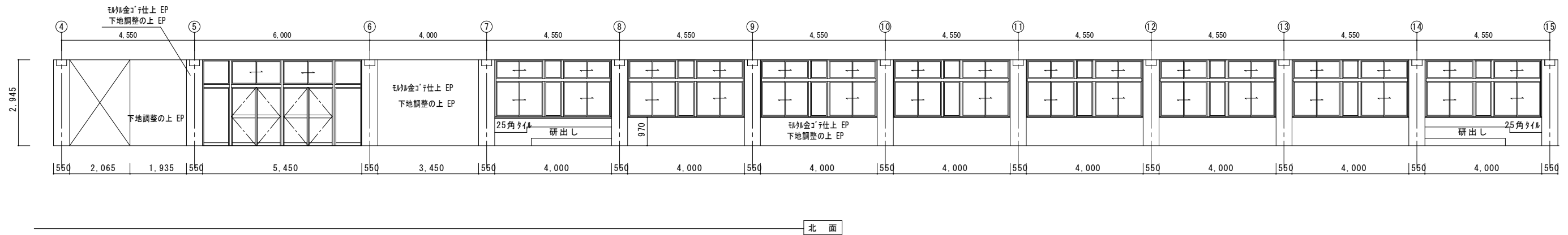
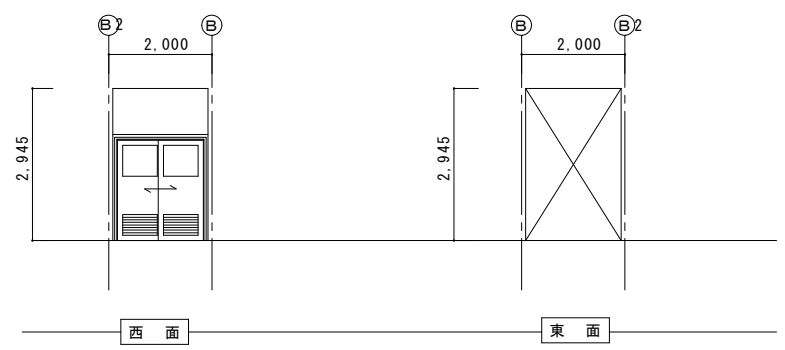
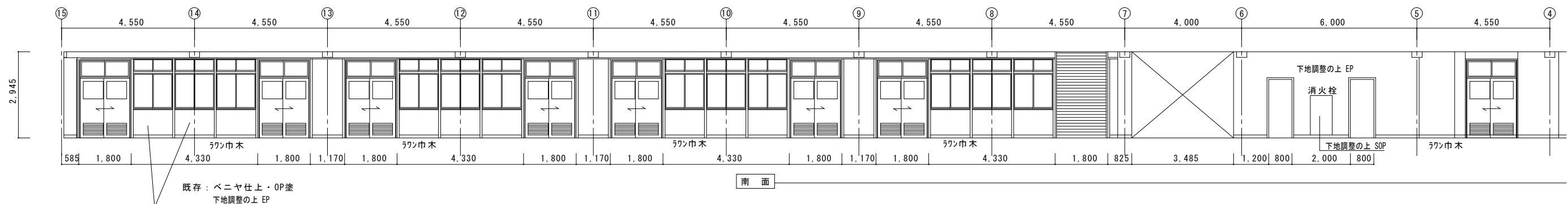
各階 各室 掃除用具入れ、クラスルームロッカー



品名	掃除用具入れ	品番	WNB-3. ZZ	品名	クラスルームロッカー	品番	WCRR-W. B
仕様				仕様			
本体主材	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ *地板 ステンレス板貼 SUS430 t 1.0mm			天板	検間伐台形集成材(徳島県産材) UC塗装		
背板	化粧MDF t4mm			本体主材	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ		
開戸(上段)	枠組: 検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ 鏡板: 検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ スライド丁番(キャッチ付)、検掘込引手、戸当りゴム 感知式耐震ラッチ			背板	化粧MDF t4mm		
開戸(下段)	枠組: 検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ 鏡板: 検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ スライド丁番、検掘込引手、戸当りゴム マグネットキャッチ			固定棚	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ		
固定棚	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ			台輪	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ		
台輪	検間伐台形集成材(徳島県産材) 自然系塗料仕上げ			附属品			
ハンガーパイプ	ステンレス巻パイプφ25(Sカン9ヶ付)				1		
フック	玉付回転フック(TK-30)				3		
雑巾掛け(戸裏)	ステンレス巻パイプφ9.5(L370)				2		

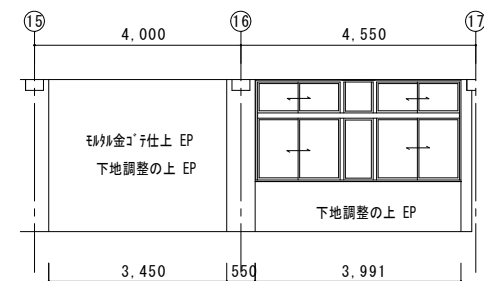
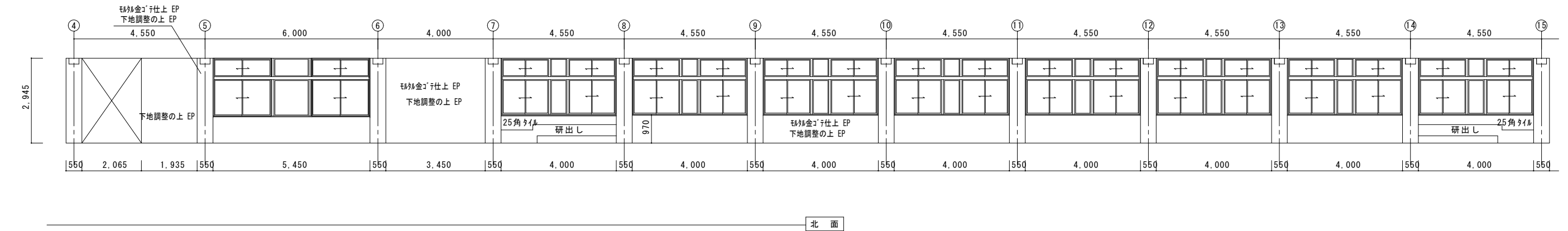
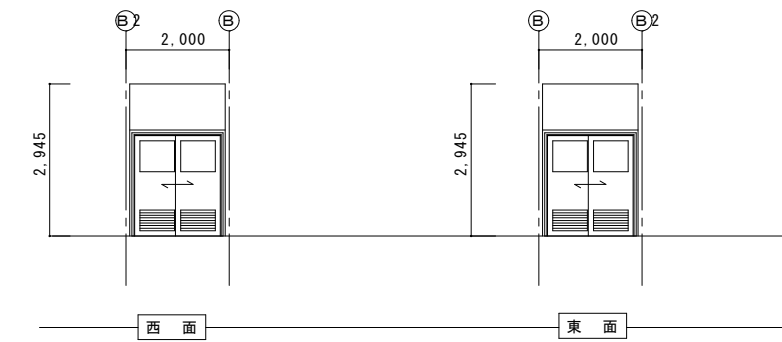
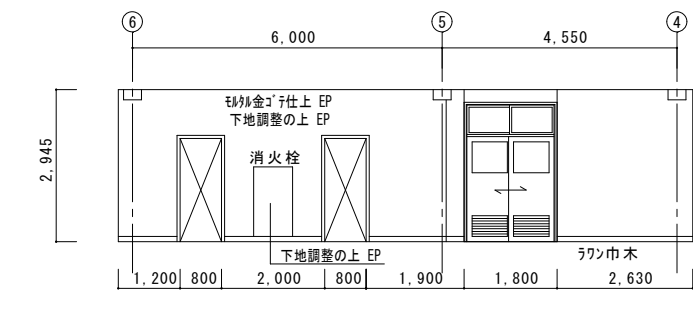
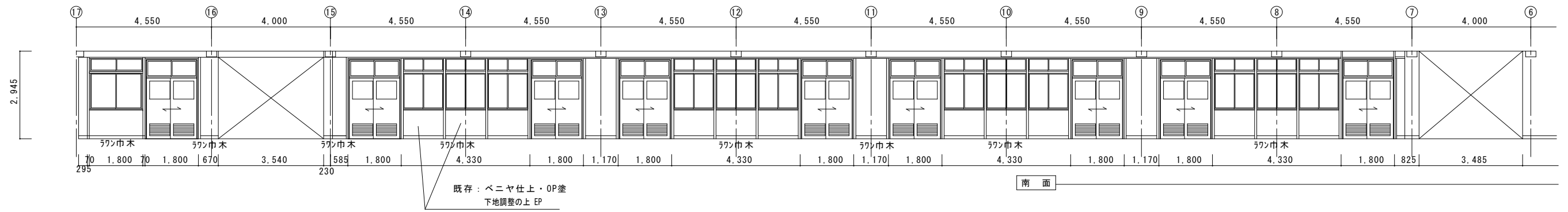


工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)	図名	家具詳細図	設計者	(大臣登録)第365014号 1級建築士 竹内祐輔	図番	A 23
Scale	1/30	年月	8/2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-8420		



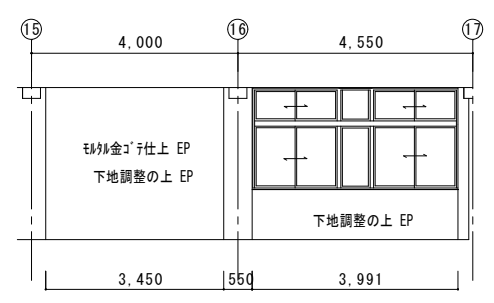
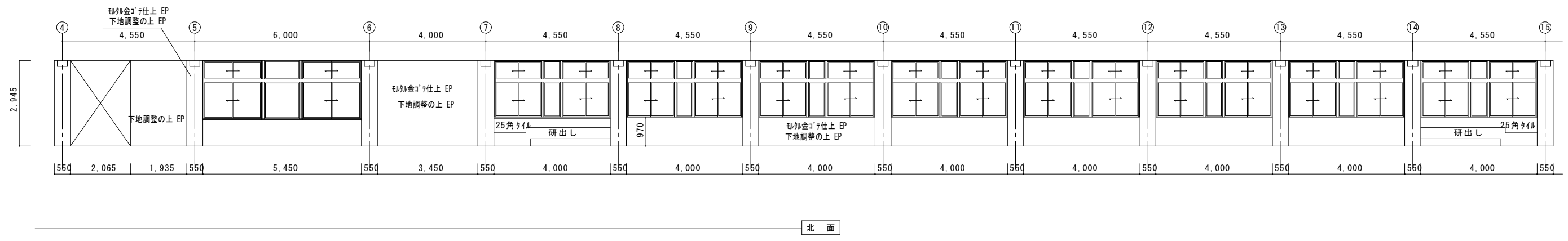
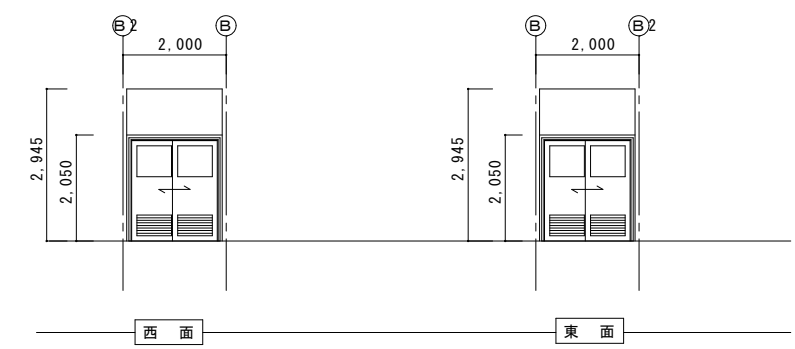
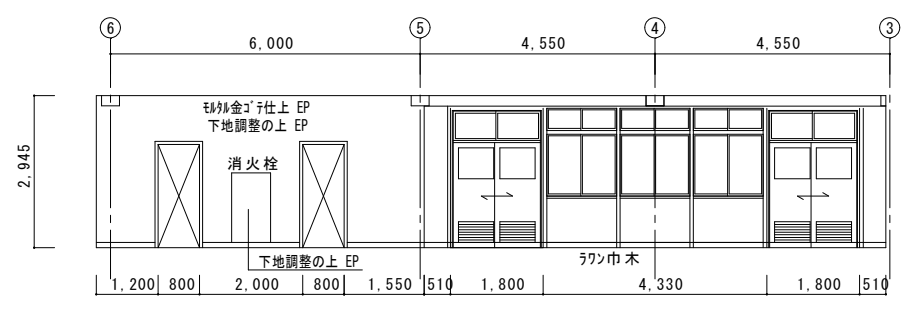
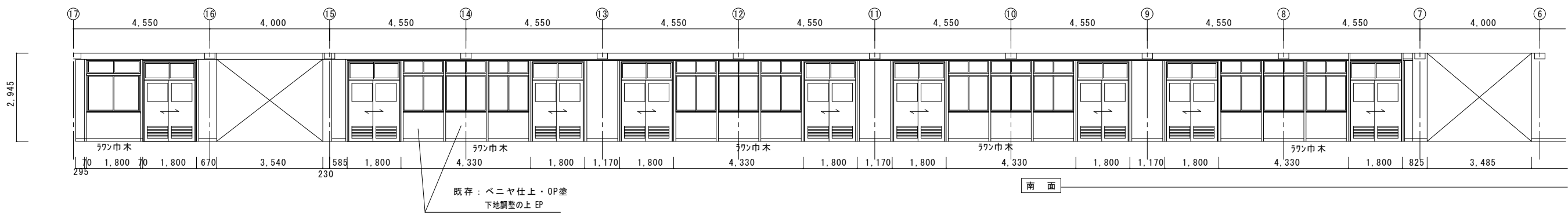
1階廊下展開図 S=1/200

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)		図名	1階廊下改修展開図		設計者	(大臣登録)第365014号		図番	24	
	Scale	1/100		年月	8 2		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-8420		1級建築士 竹内 祐輔	A



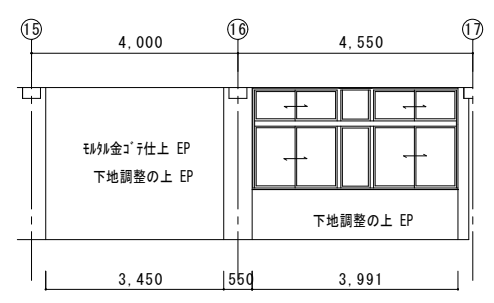
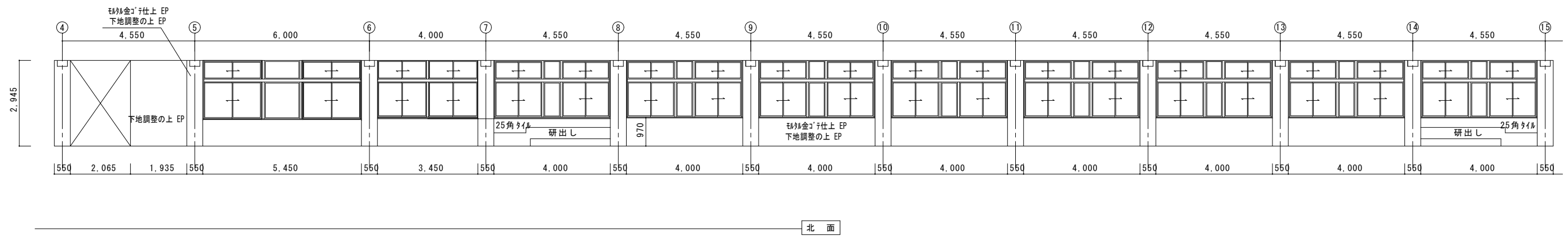
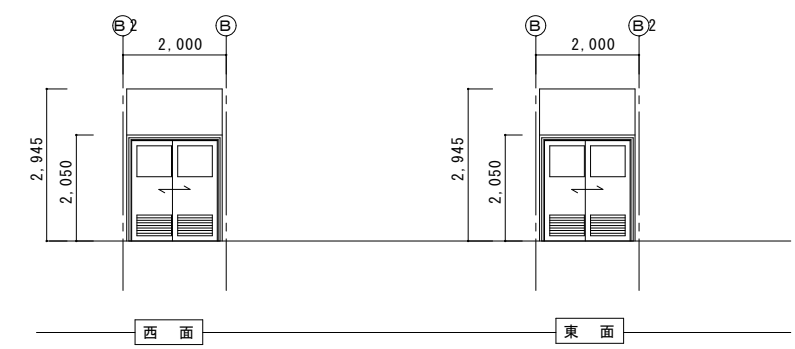
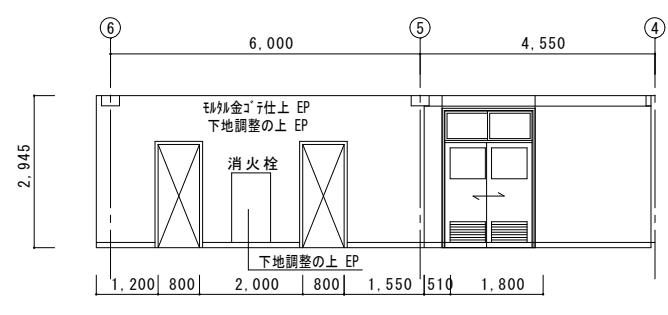
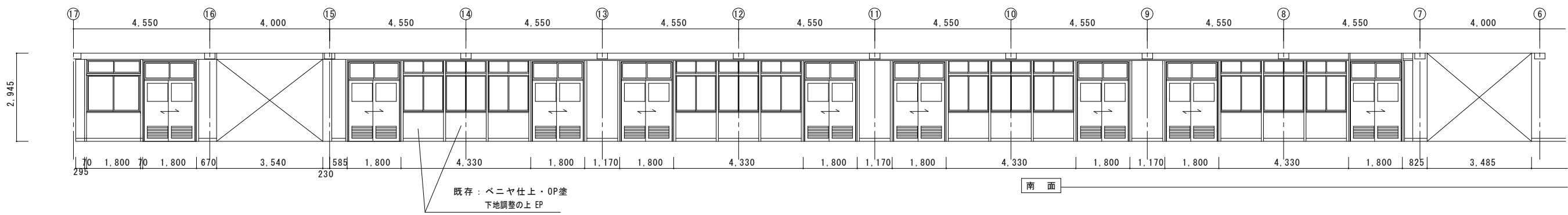
2階廊下展開図 S=1/200

工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図 名	2階廊下 改修展開図		設 計 者	(大臣登録) 第365014号	
	S c a l	1/100		設 計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (087) 853-8420		1級建築士 竹内 祐輔	A
年月		8 2	設 計					



3階 廊下 展開図 S=1/200

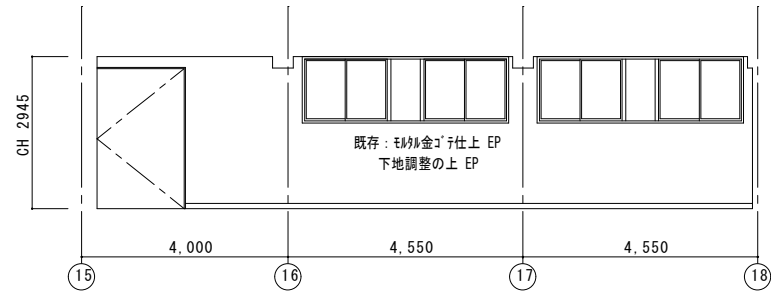
工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図 名	3階 廊下 改修展開図		設 計 者	設 計 者		図 番
	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (087) 853-8420			1級建築士 竹内祐輔			A	26	
S c a l	1/100	年月	設 計	8	2				



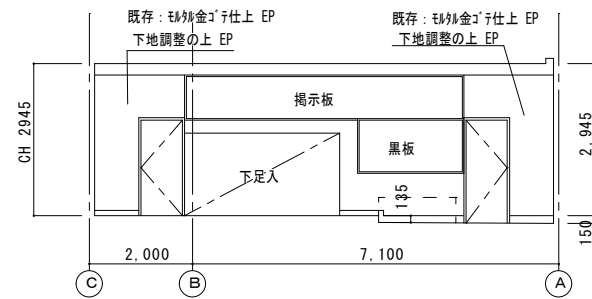
4階廊下展開図 S=1/200

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図名	4階廊下 改修展開図		設計者	（大臣登録）第365014号	
	S c a l	1/100		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (087) 653-8420		1級建築士 竹内祐輔	A
年月		8 2	図番					

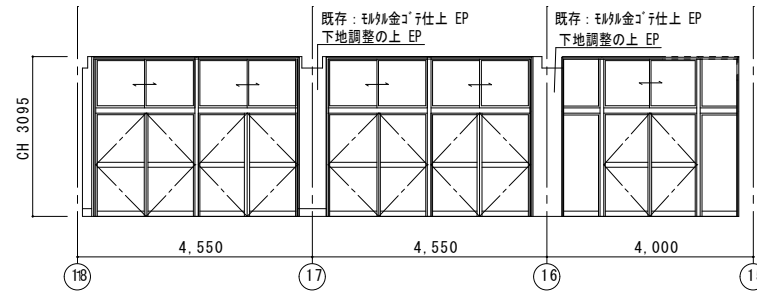
1階 玄関・昇降口



【北面】

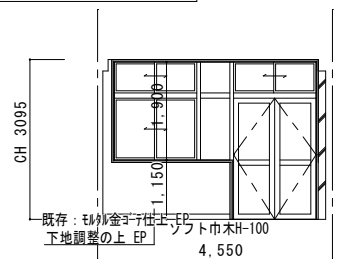


【東面】

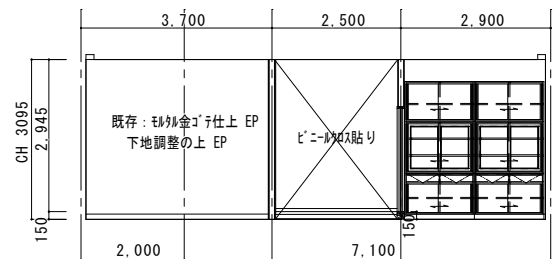


【南面】

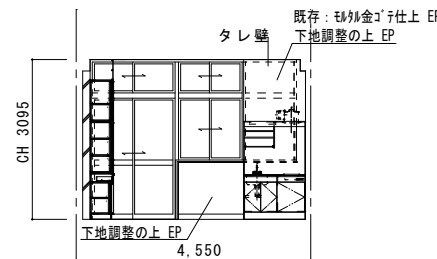
1階 用具室、技能員室



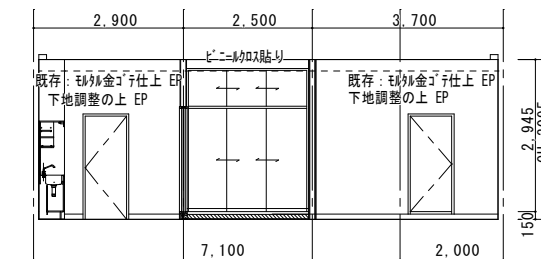
用具室
【北面】



用具室 技師室
【東面】

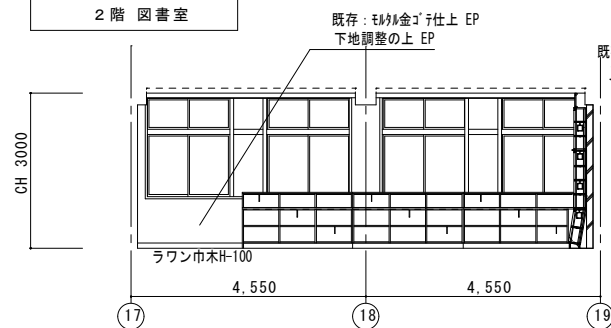


技師室
【南面】

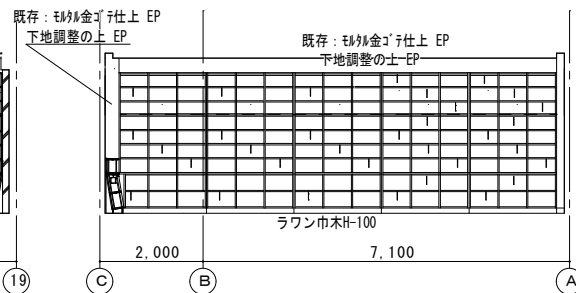


技師室 用具室
【西面】

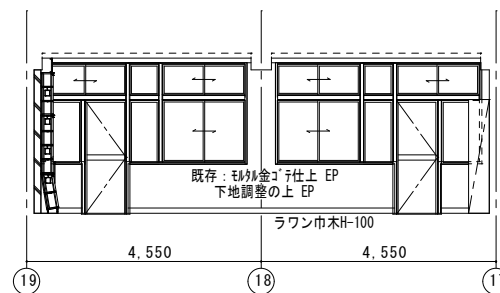
2階 図書室



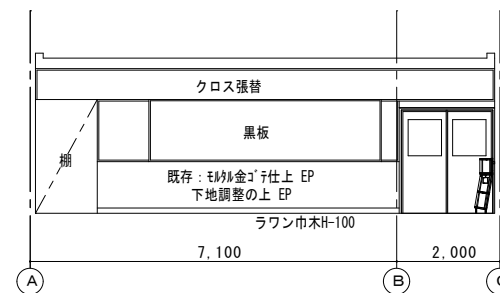
【北面】



【東面】



【南面】

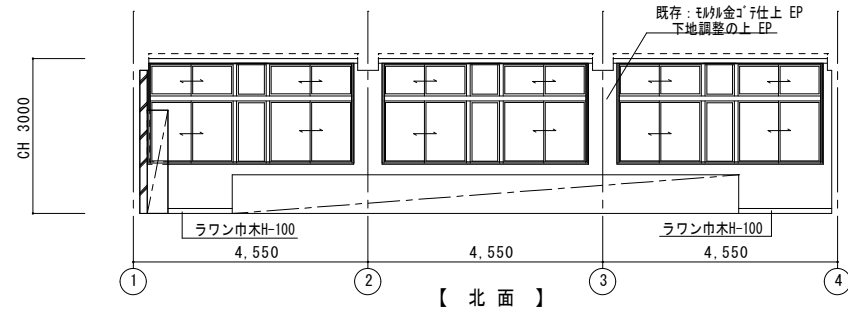


【西面】

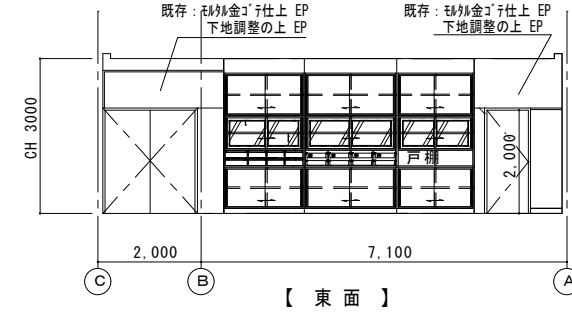
玄関・昇降口、用具室、技師室、図書室 改修展開図 S=1/100

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)			図名	玄関・昇降口、用具室 技師室、図書室 改修展開図	設計者	（大臣登録）第365014号	図番	28
	Scale	1/100	年月		8 2		設計		徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 (088) 653-8420

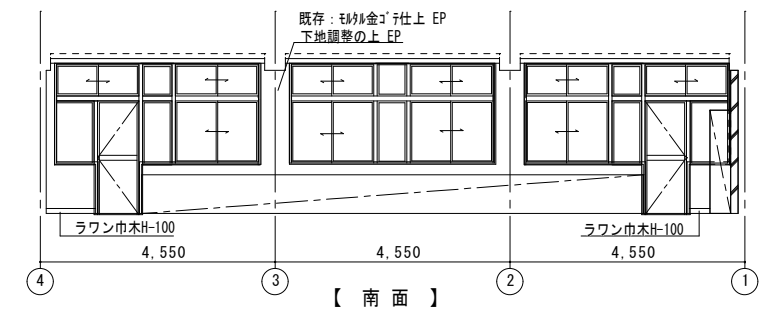
1階 第1理科教室



【北面】

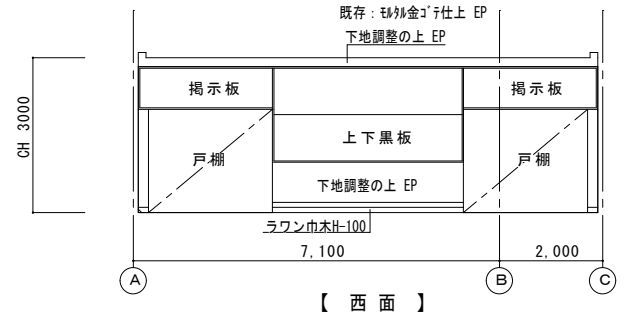


【東面】



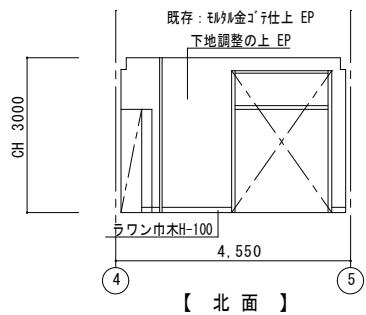
【南面】

1階 第1理科教室

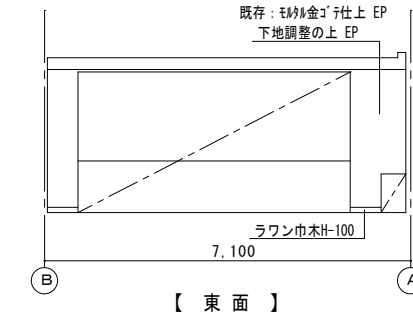


【西面】

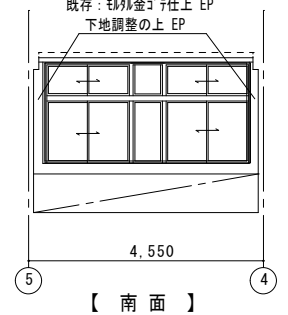
1階 第1理科準備室



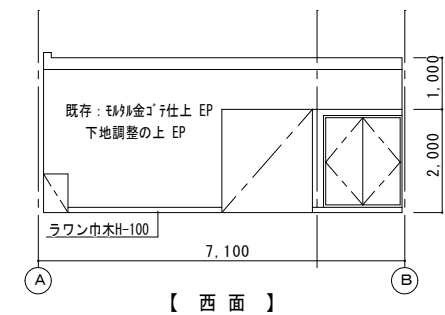
【北面】



【東面】



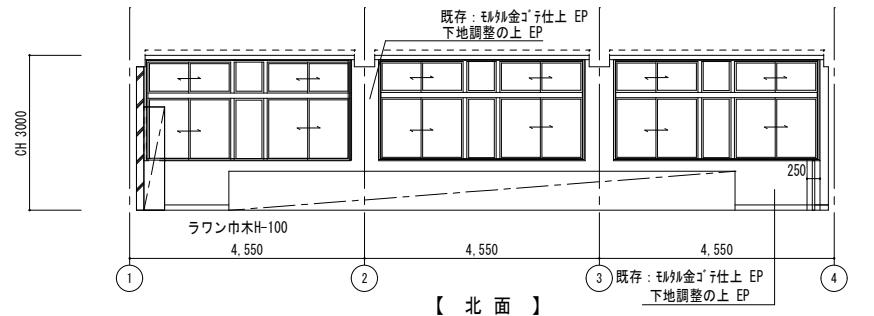
【南面】



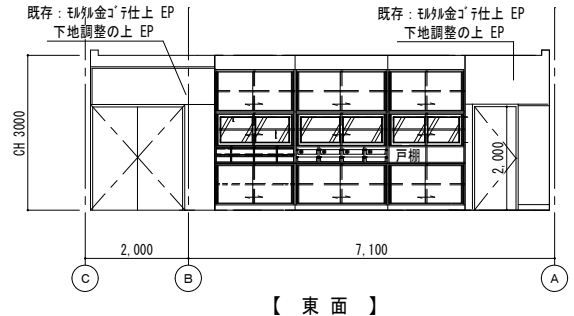
【西面】

第1理科教室, 第1理科準備室 改修展開図 S=1/100

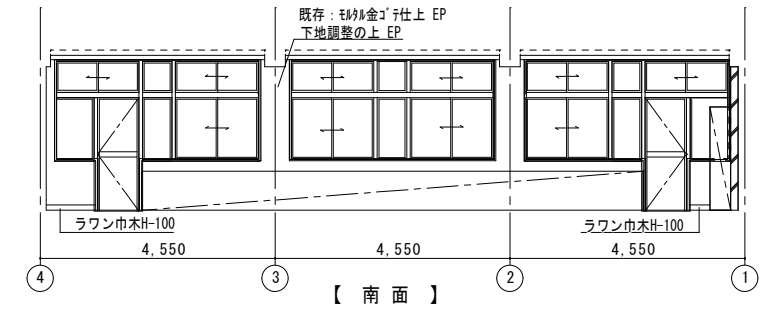
2階 第2理科教室



【北面】

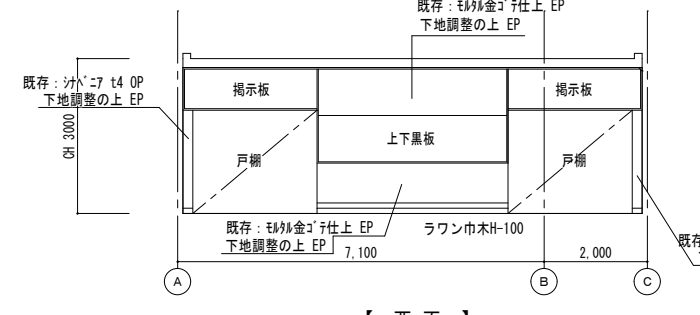


【東面】



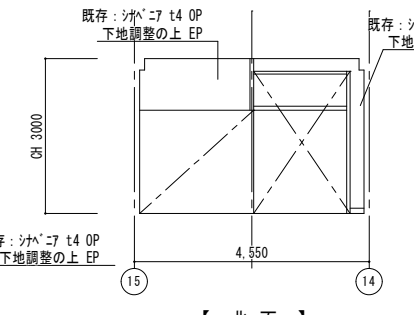
【南面】

2階 第2理科教室

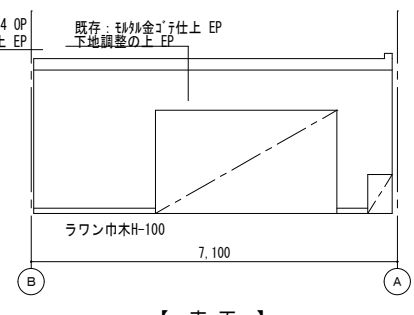


【西面】

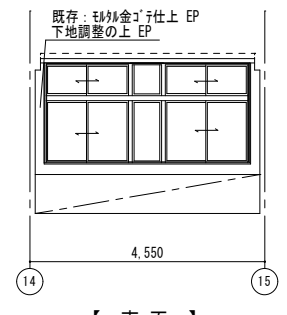
2階 第2理科準備室



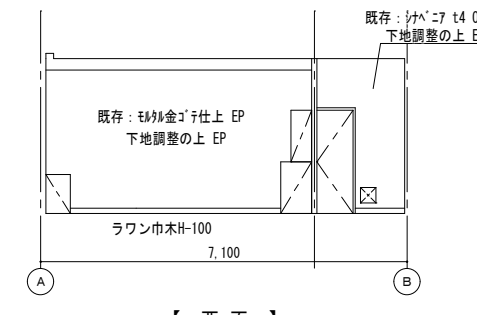
【北面】



【東面】



【南面】

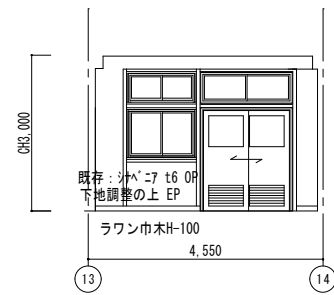


【西面】

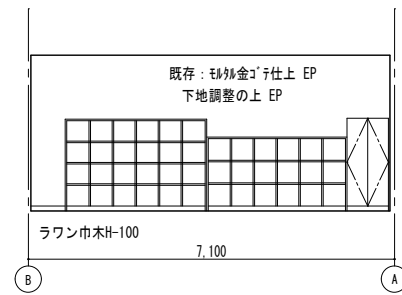
第2理科教室, 第2理科準備室 改修展開図 S=1/100

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担手確保型)		図名	第1理科教室 準備室 第2理科教室 準備室 改修展開図		設計者	図番
	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420		(大臣登録) 第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	A 29		
Scale	1/100	年月	8 2				

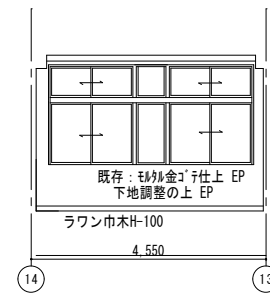
4階 生徒指導室



【北面】



【東面】



【南面】

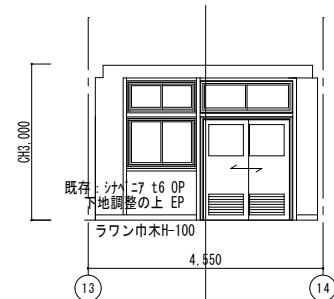


【西面】

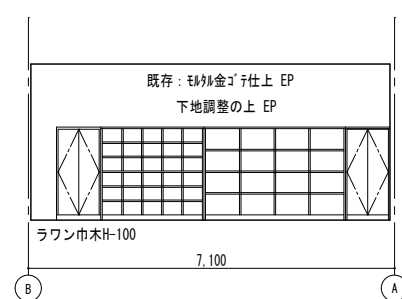
4階 生徒指導室 改修展開図 S=1/100

3階 小会議室

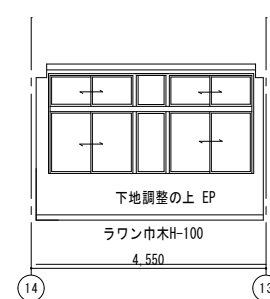
2階 相談室



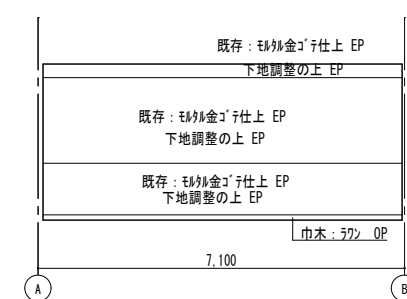
【北面】



【東面】



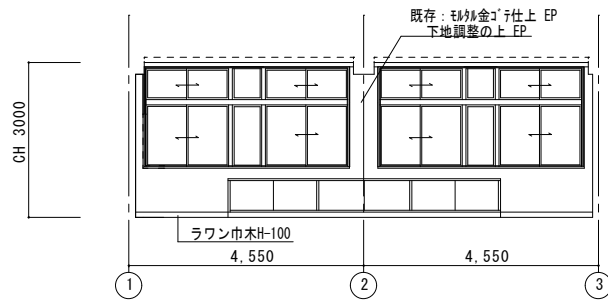
【南面】



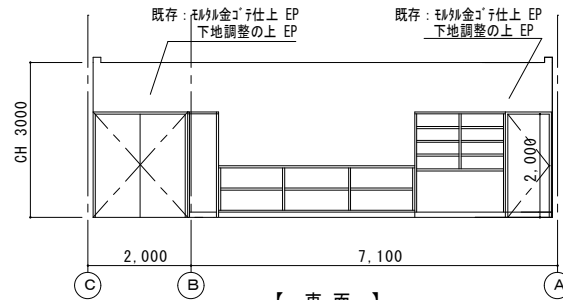
【西面】

3階 小会議室 改修展開図 S=1/100

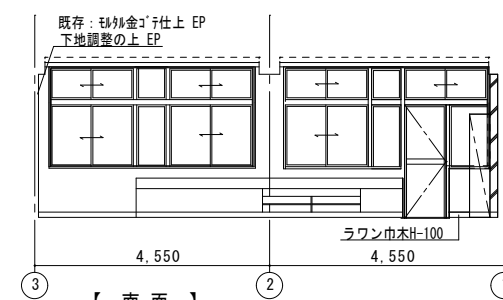
3階 美術室



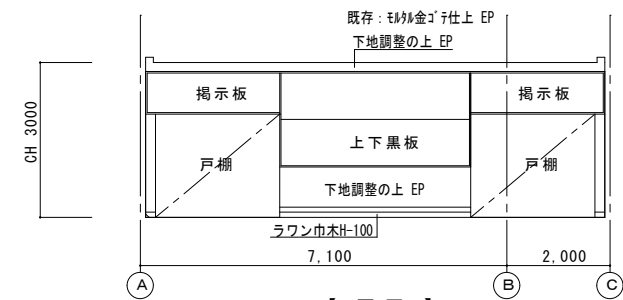
【北面】



【東面】

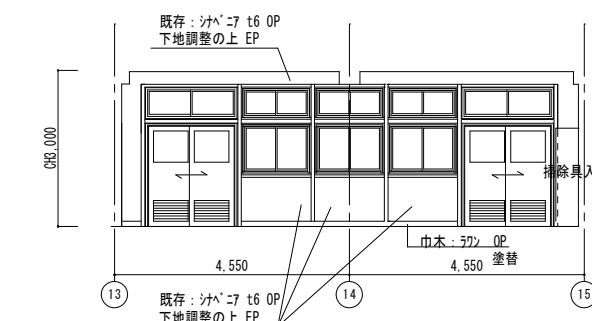


【南面】

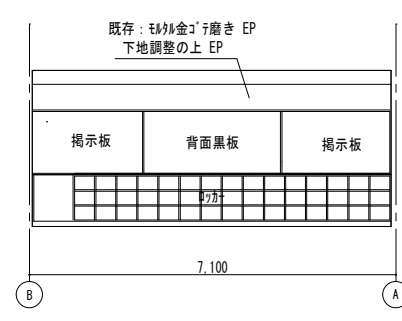


【西面】

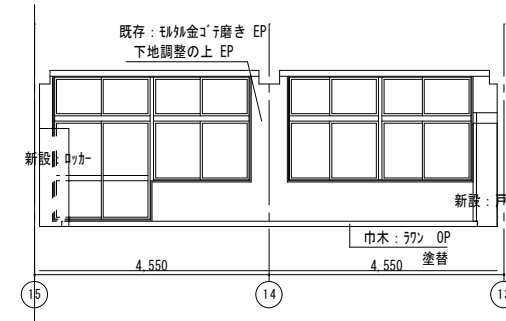
美術室 改修展開図 S=1/100



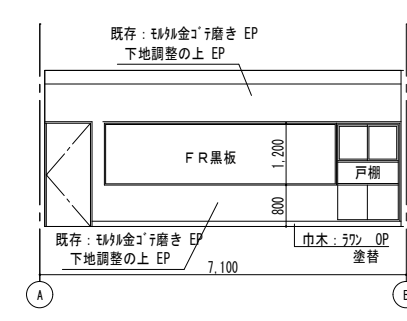
【北面】



【東面】



【南面】

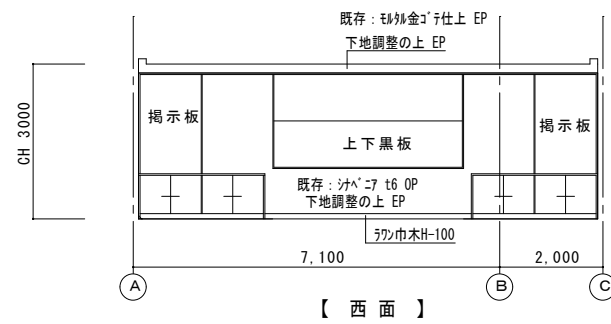
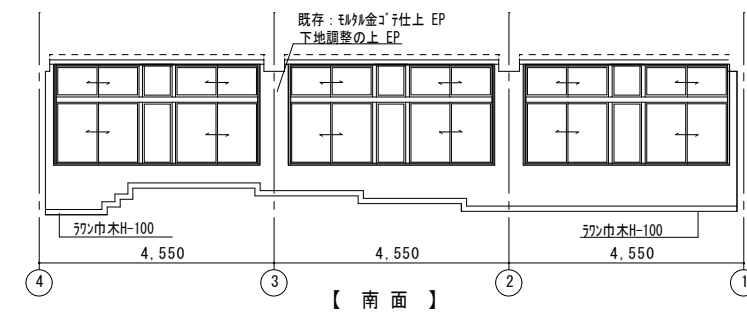
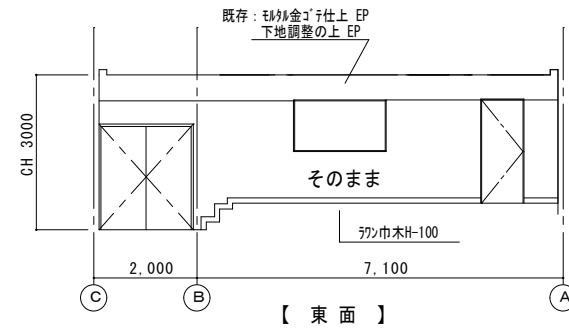
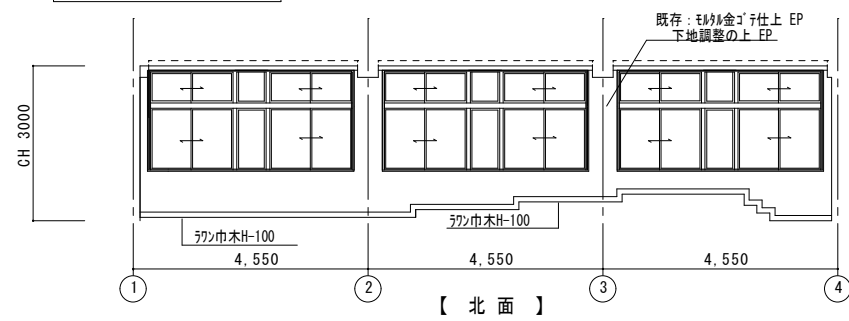


【西面】

美術準備室 改修展開図 S=1/100

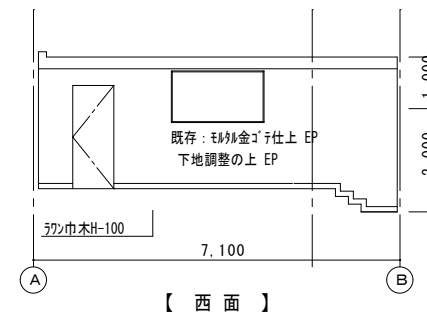
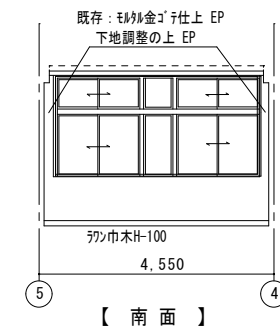
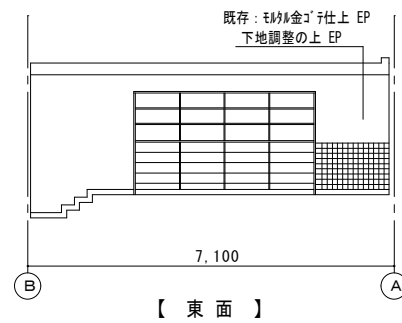
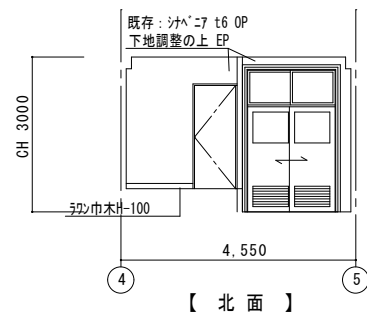
工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）			図名	相談室 平面図 展開図		設計者 (大臣登録) 第365014号 1級建築士 竹内 祐輔	図番 A 30
	Scale	1/100	1/50		年月	8/2		

4階 ウインドオーケストラ活動室

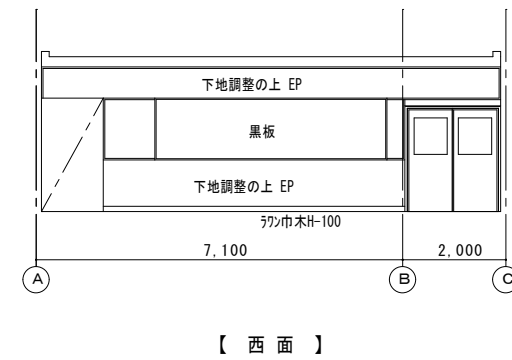
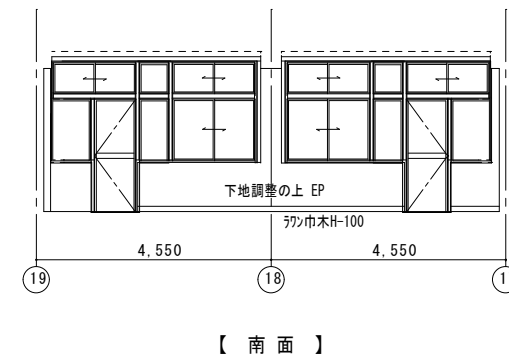
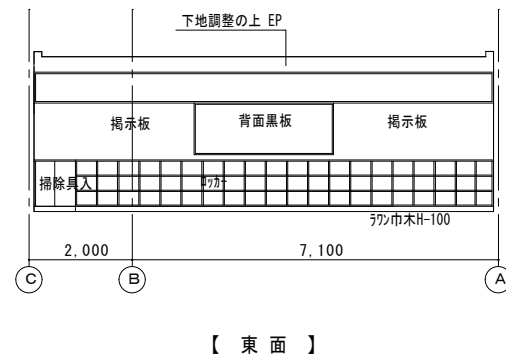
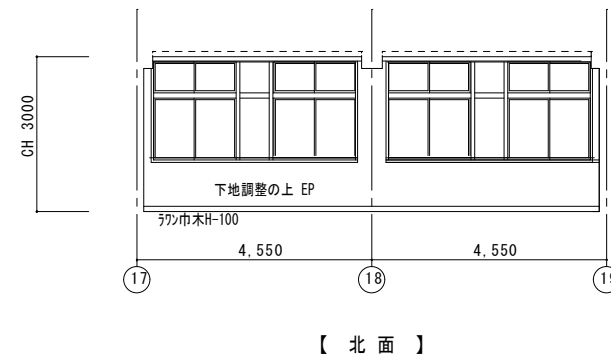


ウインドオーケストラ活動室 改修展開図 S=1/100

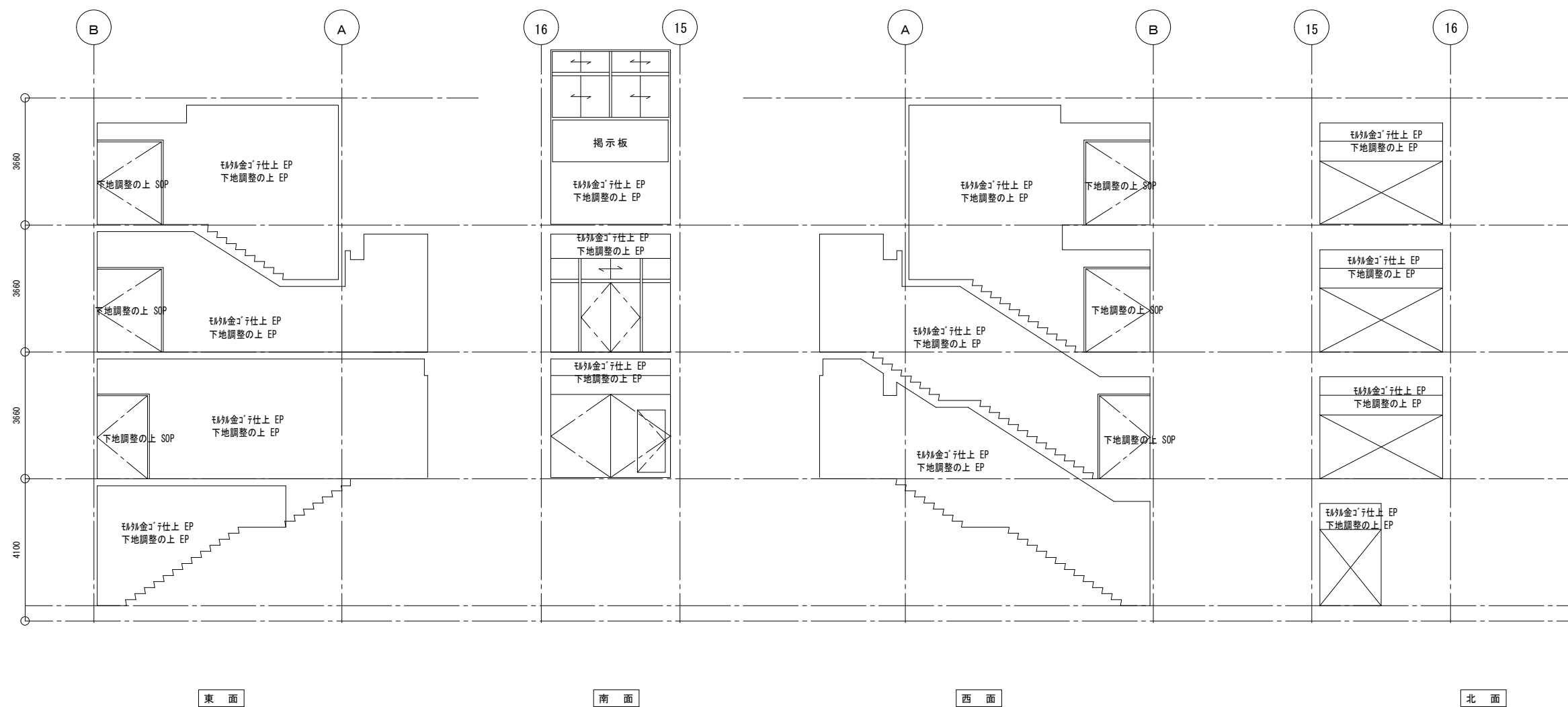
4階 楽器庫



4階 生徒会室

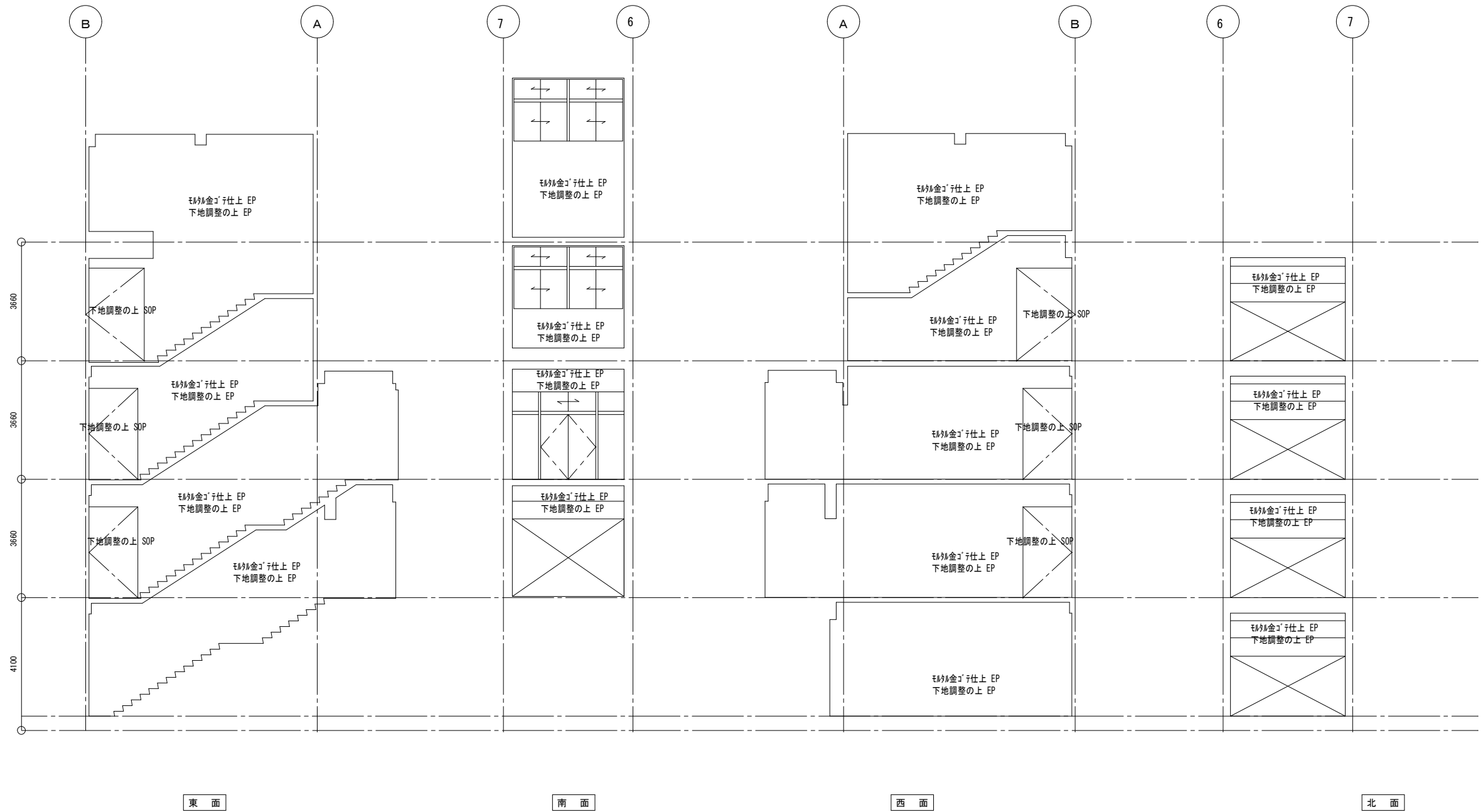


工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図名	ウインドオーケストラ活動室 楽器庫 改修展開図		設計者	（大臣登録）第365014号	
	S c a l	1/100		設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 <small>徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420</small>		1級建築士 竹内 祐輔	A
年月		8/2	図番		31			



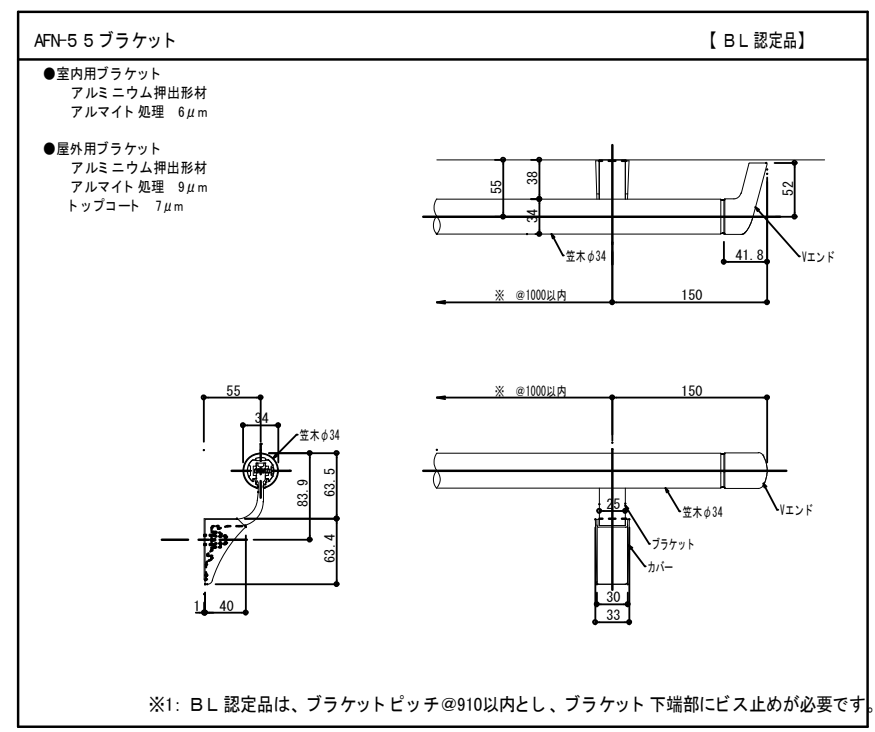
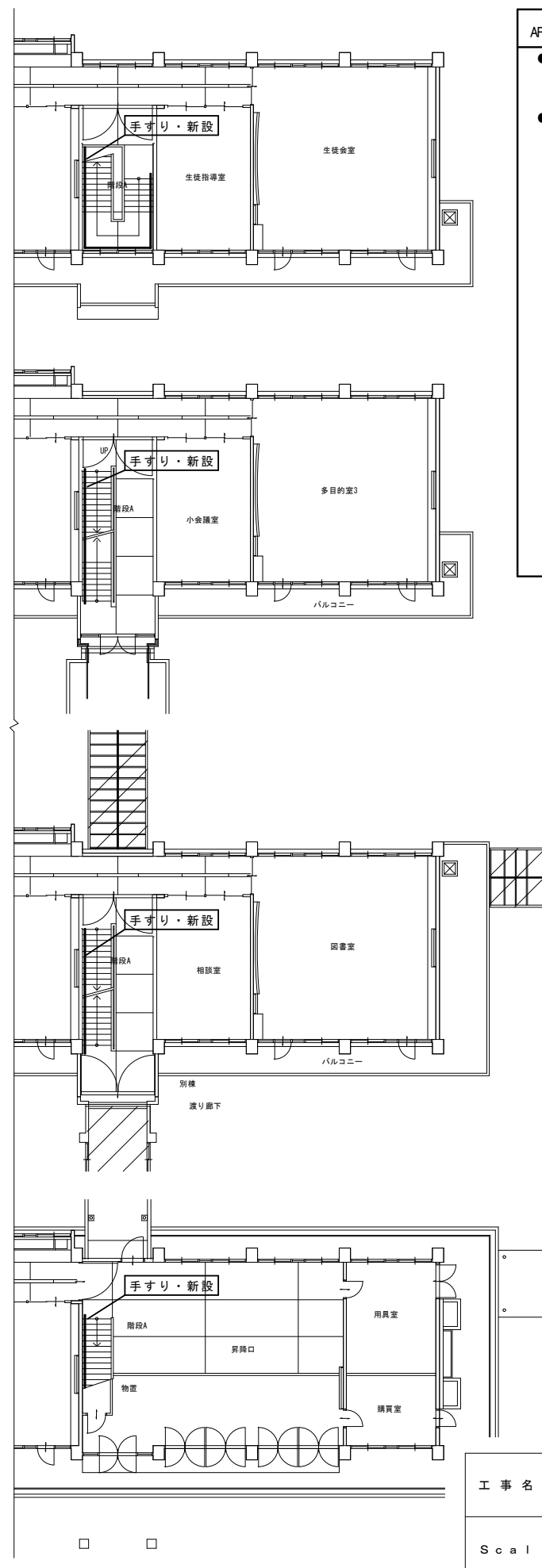
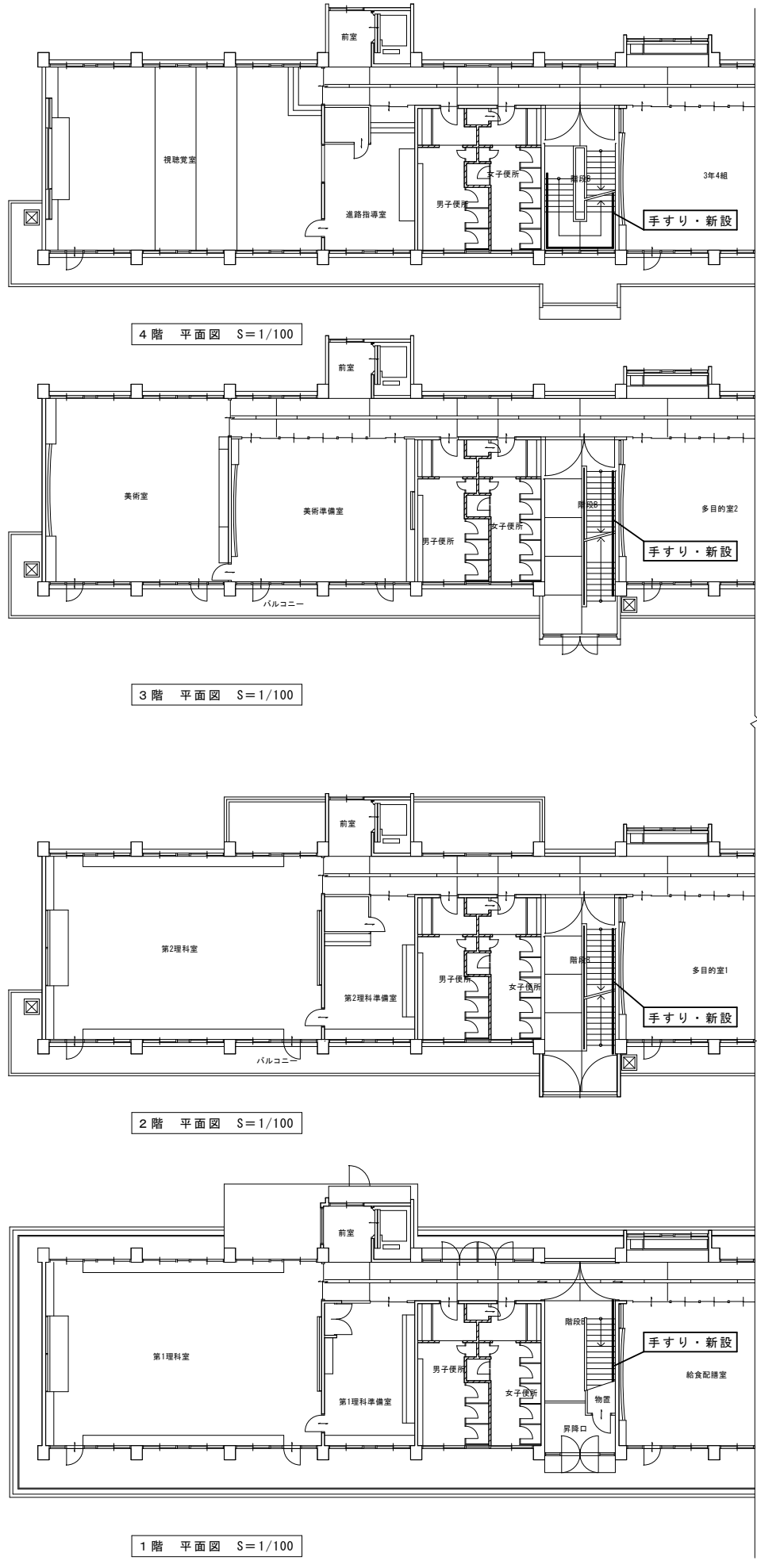
東階段 改修展開図 S=1/200

工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図 名	東 階 段 室 改 修 展 開 図		設 計 者	(大臣登録) 第365014号	
	S c a l	1 / 100		年 月	7 / 9		設 計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-8420
						A		32



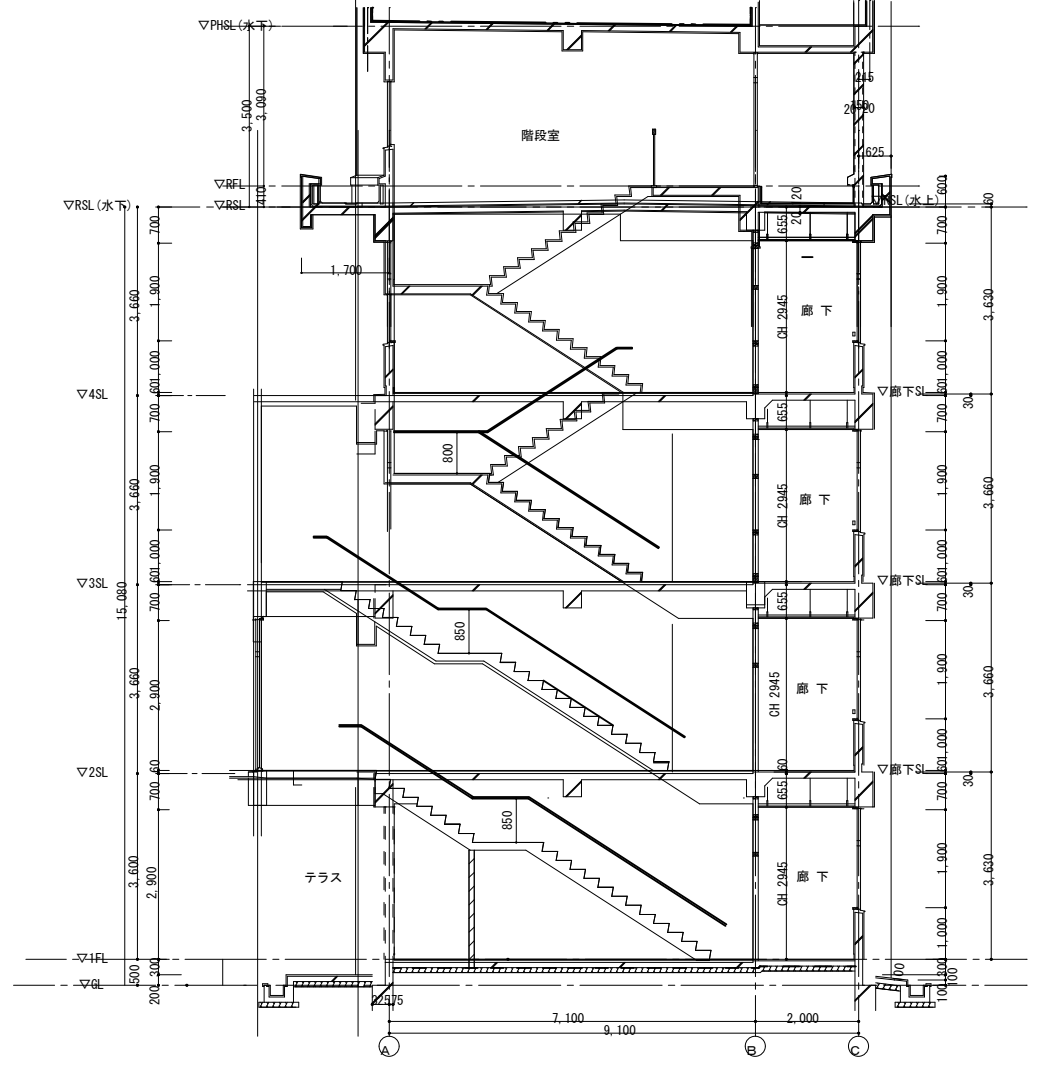
西階段 改修展開図 S=1/200

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）		図名	西階段室 改修展開図		設計者	図番	
							(大臣登録) 第365014号	
Scale	1/100	年月	設計	7 9	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島(088) 653-8420	1級建築士 竹内祐輔	A	33

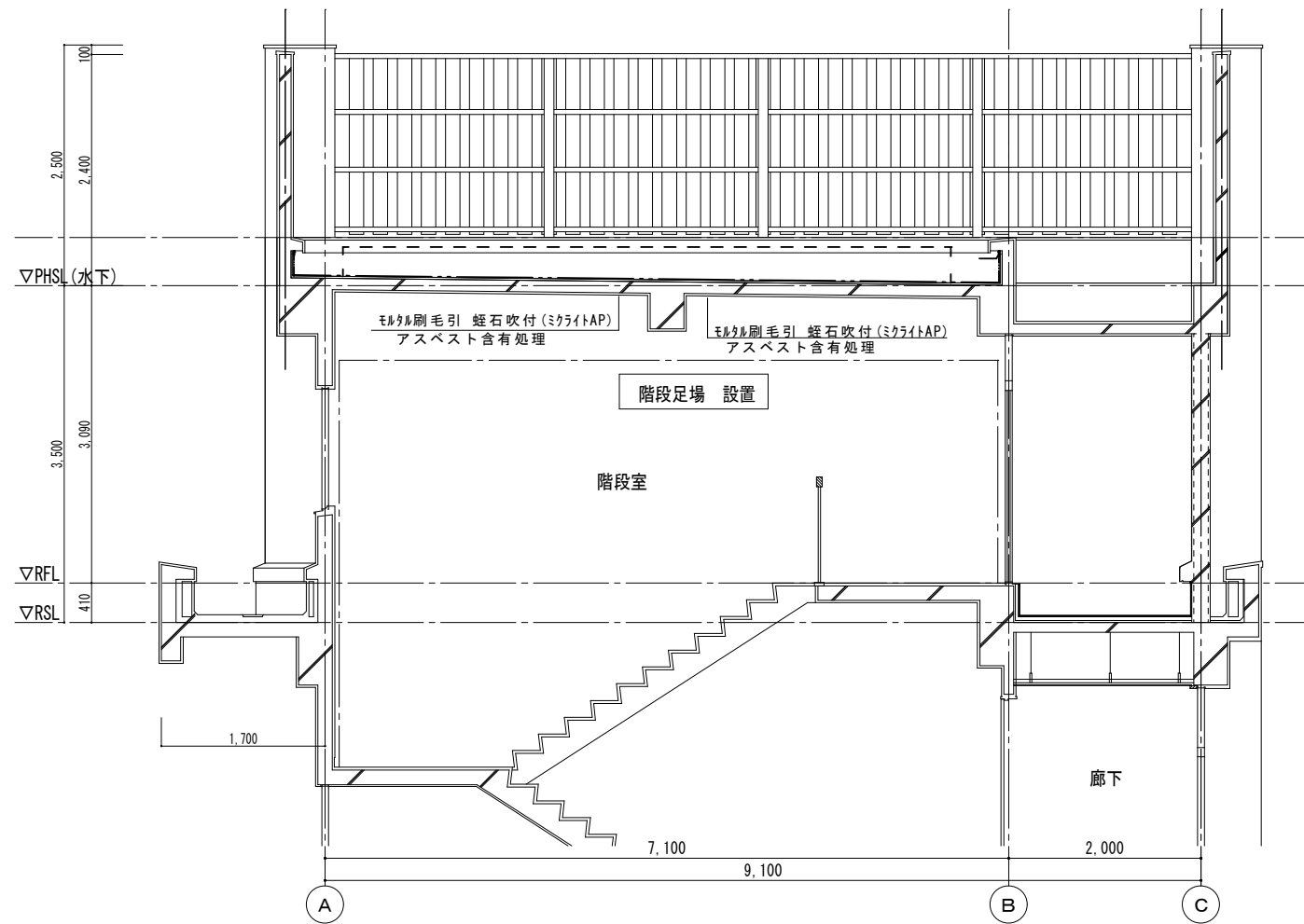


品名: 廊下・階段手すり
スリム目地タイプ

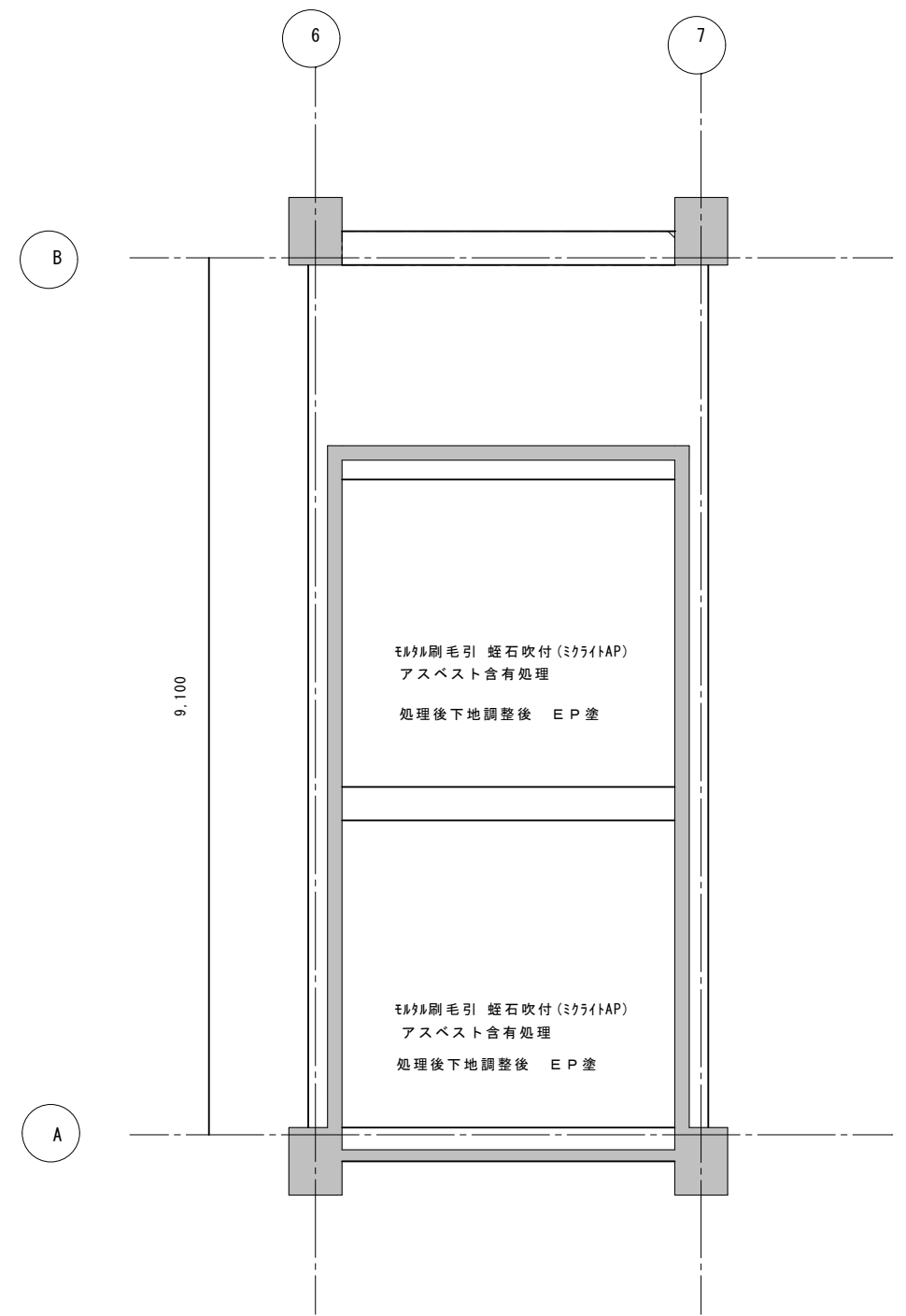
形式: 笠木: O-34
ブラケット: AFN5タイプ



工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事(担い手確保型)	図名	階段手摺 新設詳細図	設計者	(大臣登録)第365014号 1級建築士 竹内祐輔	図番	34 A
Scale	1/100	年月	8 2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第1116号 電話 徳島(088) 653-8420		

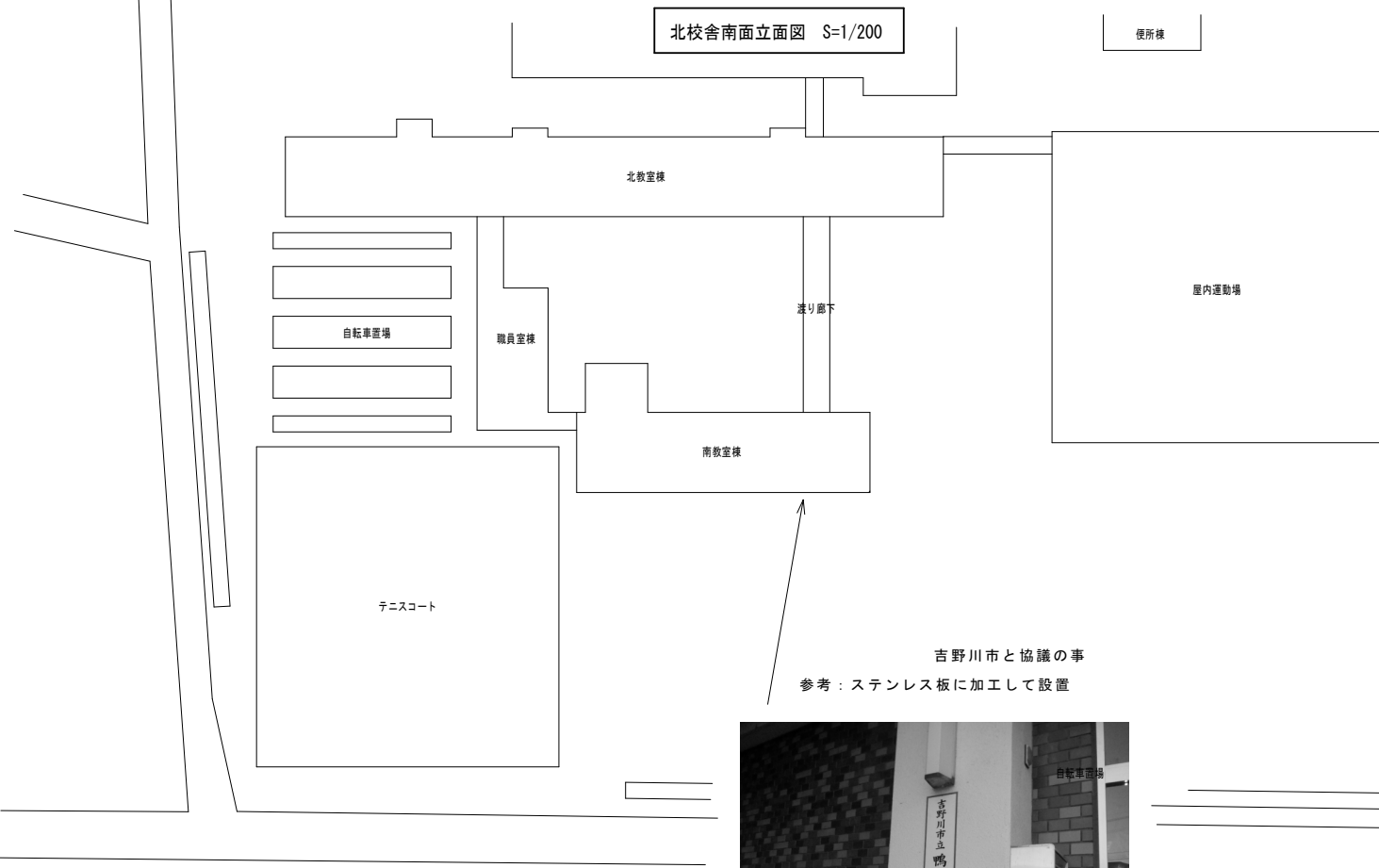
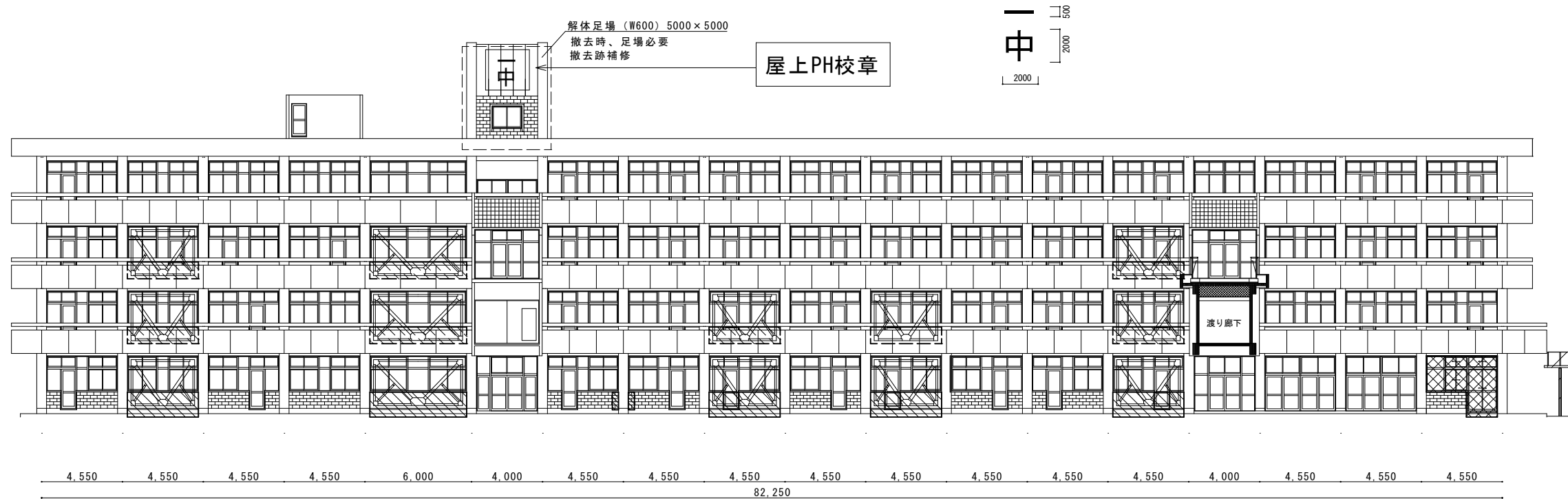


PH階 断面詳細図 S=1/50



PH階 天井伏図 S=1/50

工事名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事 (担い手確保型)		図名	アスベスト処理 PH階 天井伏図 断面図	設計者	(大臣登録) 第365014号	
	Scale	1/50		設計		徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (087) 853-8420	1級建築士 竹内 祐輔
年月		8/2	図番		35		



参考
本体のみは取り出せないの
でステンレス等の板で塞ぎ上から
加工する
吉野川市と協議の事



工事名	令和8年度 鳴島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）	図名	校章撤去・新設配置図	設計者	図番
Scale	年月 8/2	設計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (088) 653-8420	(大臣登録) 第365014号 1級建築士 竹内祐輔	A 36

工 程 表

工事名称 令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事												着手 令和 8 年 7 月 日				期間 270 日 間				
工事種別	7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月			
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		
建築工事																				
準備期間	_____																			
仮設工事	夏休み期間中：外部足場、内部足場																			
屋上防水工事	夏休み期間中に完了が望ましいが期間内に完了できない場合、音が出る工事以外は、授業中でもかまわない																			
内部壁塗装工事	夏休み期間中に完了が望ましい																			
内部天井塗装工事	夏休み期間中に完了が望ましい																			
各階教室スクリーン改修工事	スクリーン製作納入期間：2か月 休み期間外に施工となると既存部分解体・新設に2日必要 各教室毎、土日のみの工事になる、残りは冬休み期間																			
各階教室外部窓フィルム貼付工事	納入期間：1か月 _____																			
各階教室生徒用ロッカー撤去新設工事	生徒用ロッカー、教師用戸棚：製作納入期間：1か半月 休み期間外に施工となると既存部分解体・新設に2日必要 各教室毎、土日のみの工事になる、残りは冬休み期間																			
PH天井アスベスト処理工事	PH階、階段足場設置後内部天井塗装前に完了 準備期間を含め、1か月程度かかる、内（実処理作業は10日程度）																			
階段室手摺取付工事	納入期間：1か月 _____ 階段室の壁塗装改修が完了次第、設置工事																			
校章撤去改修工事	PHの外壁の校章撤去に足場設置必要 新設校章 製作・改修：2か月 _____ 冬休み期間に設置																			
電気設備工事																				
教室棟照明器具交換工事	照明器具納入期間：3～4か月 夏休み期間内にできない為、各部屋の設置は、土日となる 冬休み期間に設置																			
キュービクル改修工事	機器納入期間：3～4か月 _____ キュービクル本体、機器の納入前に基礎工事、フェンス工事の施工完了の事																			
動力設備工事	夏休み期間中に配線配管を完了し、キュービクル設置後接続となる																			
機械設備工事																				
各階女子便所改修工事	トイレブース納入期間：1か月 _____ 既存便器・天井、ブースの撤去の期間と便所跡の穴埋め工事期間を除けば新便器・配管は、2週間程度																			
空調設備改修工事	空調機本体は、納期が早い、電気設備との兼ね合いからキュービクル改修後接続となる																			

工 事 名	令和8年度 鴨島第一中学校教室棟改修工事のうち 建築工事（担い手確保型）			図 名	工程表		設 計 者	設 計 者		図 番
	S c a l	年 月	8 / 2		設 計	徳島市南佐古6番町1-2 株式会社 団設計1級建築士事務所 徳島県知事登録 第11116号 電話 徳島 (087) 853-8420		(大臣登録) 第365014号 1級建築士 竹内祐輔		